

平成 29 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 29 年 9 月 6 日 開会

平成 29 年 9 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

9月6日（水）

（第1日）

平成29年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成29年9月6日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4番 興梠 壽一君

5番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （10日間）

自 平成29年9月 6日

至 平成29年9月15日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月 6日（水）	本会議	議案審議
9月 7日（木）	休 会	総務常任委員会
9月 8日（金）	〃	文教厚生常任委員会
9月 9日（土）	〃	
9月10日（日）	〃	
9月11日（月）	〃	
9月12日（火）	〃	建設経済常任委員会
9月13日（水）	〃	地方創生特別委員会
9月14日（木）	本会議	一般質問 議会広報特別委員会
9月15日（金）	〃	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 3号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 4 認定第 1 号 平成 28 年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 報告第 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第 4 2 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第 4 3 号 平成 29 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 4 4 号 平成 29 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 4 5 号 平成 29 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 10 議案第 4 6 号 平成 29 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 4 7 号 平成 29 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 4 8 号 平成 29 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 13 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 3 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 4 番 | 興 梶 壽 一 君 | 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 6 番 | 立 山 広 滋 君 | 7 番 | 森 田 勝 君 |
| 8 番 | 本 田 生 一 君 | 9 番 | 田 上 更 生 君 |
| 10 番 | 佐 伯 金 也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 | 生活環境課長 | 田 上 浩 尚 君 |
| 会 計 課 長 | 古 澤 要 介 君 | 健康推進課長 | 阿 南 一 也 君 |
| 住民福祉課長 | 佐 伯 実 君 | 建 設 課 長 | 沼 田 勝 之 君 |
| 農林政策課長 | 後 藤 健 一 君 | 税 務 課 長 | 松 本 満 夫 君 |

政策推進課長	馬原恵介君	教育委員会事務局長	東幸祐君
たかみりポイントチャンネル事務局次長	岩下徹君	監査委員事務局長	安方含君
政策推進課審議員	橋本俊太郎君	農林政策課審議員	荒牧久君
教育委員会審議員	古庄泰則君	総務課総務係長	岩下雅広君
総務課財政係長	代宮司猛君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	安藤吉孝君	議会事務局庶務係長	山田耕生君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には御多忙、御多用中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

かなりの猛暑も、この9月に入るところからかなり涼しくなってきたなというふうに感じておりますが、町民の皆さまもこの暑かった夏、そして急にちょっと涼しくなったこのごろですので、体調を崩された方もいらっしゃると思いますが、議員の皆さまも体調管理とともに、私たちと町民と一緒にやっていければというふうに思っておるところでございます。

さて、長陽大橋が開通をいたしました。大臣がお約束をなされたとおり、夏ごろまでに完成ということで、大変厳しい工事日程の中、やはり現場の方が24時間ずっと工事をしていただいたお陰だというふうに思っております。もう通行なされた町民の方は御存じだと思いますが、旧道からの入りに関してはまだできてないところがあったり、若しくは渋滞の緩和策が取られてなかったりというものもございますが、これは南郷谷一帯の問題というふうに私自身は考えているところでございます。なぜかと申しますと、外部から来られる方、宮崎・大分から来られる方、そして高森の町民の方は、35号かその旧道を通ってじゃないと長陽大橋には行けませんので、これは南阿蘇に長陽大橋がありますが、高森町にとってもこの渋滞緩和策というのはとっていくべきではなからうかというふうに考えているところでございます。

阿蘇大橋も順調に進んでおります。長陽大橋を通行するときに、今工事の一部であったり、雰囲気だったりが見られるというところもございますので、例えば今後、観光のルートであったりするときには、工事中も一つの阿蘇の景観の一つとして売り出していくことになるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、今日の、現在10時でございますが、午後になると正式に発表になると思いますが、阿蘇登山道路の阿蘇吉田線、南阿蘇村側から阿蘇の山上にと、ずっとこれが全面通行止めだったわけでございますが、かなり最初は年度末、来年の要は3

月末、それを年内、そしてもっと早くということで、県の関係の皆さまが大変御尽力、御協力していただきまして、どうにか10月の前半には、それもかなり早い時期に片側交互通行になるかとは思いますが、開通できるのではないかと考えております。今日、多分午前中に知事が記者会見されると思いますが、定例会見かどうかわかりませんが、知事からのちゃんとした御報告をお待ちしたいというふうに考えているところではございますが、高森町にとっても南阿蘇村にとっても、これは大きな観光の一つの形になっていくのではないかと考えているところでございます。

また、広域の議員さんに特にお世話になりました。また議会の皆さまにもお世話になりました。養護老人ホーム「湯の里荘」の移転工事も着工をいたしました。復旧・復興に向け少しずつではありますが、確実に前進しているということは、やはり町民の皆さま、村民の皆さまにとっても一安心になっているのではないかと考えております。

さて、今回の定例会に御提案いたします案件は、同意・認定・報告がそれぞれ1件、規約改正及び補正予算など議案7件、計10件でございます。よろしく御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成29年第3回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 興杵壽一君、5番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、運営委員長に報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成29年第3回高森町議会定例会の会

期につきましては、本日9月6日から9月15日までの10日間と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第3号 高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第3号、高森町教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員会委員を務めていただいております野尻次典氏は、平成25年10月1日から本町教育委員として教育行政に御尽力をいただいておりますが、本年9月30日をもって現在の任期が満了されるため、引き続き同委員を務めていただく改めて任命するものであります。同氏は人格高潔で、教育學術及び文化に関して識見高く、教育委員として適任者であります。同委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 認定第1号 平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第4、認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） おはようございます。監査委員の有働でございます。

ただいまから、先に配付いたしておりました監査意見書に基づき、できるだけ簡潔に申し上げたいと思っておりますので、しばらくお時間を頂戴いたしたいと思っております。

平成28年度高森町各会計決算及び財産の運用状況、審査については、議会選出の監査委員 興梶壽一さんとともに、また補助者として安方事務局長を従えまして、14日間にわたり審査を行いました。

1ページをお開きください。

審査の概要につきましては、まず審査の対象、平成28年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下9項目について審査をいたしました。その期間といたしましては、8月2日から9月1日までのうち、14日間行いました。審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成28年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、一つに決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、財政運営が健全であるかなどについて、公有財産、基金、物品の管理について留意しながら、帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出と併せて担当職員の説明を求め審査を実施いたしました。

次、2ページをお開きください。

審査の結果、平成28年度一般会計及び特別会計の決算額は、第1表のとおりでございます。審査にあたっては、前述の手續により詳細に審査した結果、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。また、予算の執行及び収入支出事務の処理については適正であ

ることを認めました。第1表が歳入歳出決算額状況でございます。

次、3ページをお開きください。

まず、一般会計について申し上げます。歳入について、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりであり、歳入総額は5億113万2,000円で、その主なものは地方交付税、国庫支出金、県支出金、町税となっております。

主な歳入について、款別に前年との増減の状況を見ると以下のとおりでございます。歳入総額において5億3,210万4,000円、率にして10.9%の増であります。自主財源は前年度に比べ9,944万8,000円の増となっております。依存財源は前年度に比べ4億3,265万6,000円増となっております。収入の執行状況は以下のとおりでございます。

次に6ページをお開きください。

歳入状況を主な款について述べると、次のとおりであります。町税は調定額5億8,876万5,000円に対し、収入済み額5億3,392万4,000円、不納欠損額153万2,000円、収入未済額5,330万9,000円で、収納率は90.7%、前年度は92.1%となっており、収入済み額においては前年度と比べて1,769万5,000円の減であり、主な減の減額分は固定資産税であります。このことについては、結びで詳しく申し上げます。

次、8ページをお開きください。

第10款は地方交付税、地方交付税は普通交付税、特別交付税、合わせまして21億9,623万円で、決算構成比は40.7%となっております。自主財源に乏しい本町においては、貴重な一般財源になることに違いはございません。次に、国庫支出金、調定額、収入済み額ともに7億5,676万7,000円で、前年度と比べますと46.2%の増となっております。増の主たる要因は、町道整備に係る交付金によるものである。次、県支出金、調定額、収入済み額ともに5億7,810万5,000円で、前年度に比べますと17.1%の増であります。増の主たる要因は、阿蘇火山降灰対策事業補助金と災害復旧事業費支出金となっております。次が繰入金、調定額収入済み額ともに2億2,287万8,000円で、前年度に比べますと255.7%の増となっております。増の主たる要因は、財政調整基金繰入金と社会福祉振興基金繰入金の増によるものであります。次が繰越金、調定額、収入済み額ともに1億8,226万4,000円で、前年度に比べ3,713万2,000円、率にして25.6%の増となっております。

次、9ページにいきます。

歳出について申し上げます。歳出決算額は52億6,936万2,000円で、第6表のとおりであります。前年度に比べ5億8,259万8,000円、率にして12.4%の増であります。この主な事業内容は次のとおりであります。第1款の議会費から第12款諸支出金の内容説明を省きまして、どうぞ御覧いただきたいと、内容を御覧いただきたいと思ひます。

次、11ページをお開きください。

一つに不用額、本年度の不用額は1億2,985万8,000円で、前年度7,680万5,000円と比較して、5,305万3,000円増であります。予備費を除いた不用額は1億2,343万5,000円で、大部分が執行残によるものであるが、先が予測できない修繕費や扶助費等を除けば、補正による対応で不用額を減らす努力も必要であると思ひます。

2番目に、予算流用について申し上げます。安易な流用が見受けられ、特に流用したにもかかわらず、流用額以上の不用額を生じている。流用については十分留意されることを強く望みます。次が予備費充用、予備費充用については、違法な充用は見受けられず、やむを得ないものであったと思われまふけれども、今後は特別な緊急の場合を除き、補正で対応されることを望みます。予備費充用の推移は、次の表、第7表のとおりでございます。

(3)に移ります。収支の状況。最近3カ年間の収支の状況は第8表のとおりであります。平成28年度の実質収支は8,550万円である。また、28年度の単年度収支は、マイナスの930万7,000円で、基金積立金7,549万円をプラスし、さらに1億円をマイナスした実質収支に単年度収支は、マイナスの3,380万8,000円となっております。これにつきましては、次の12ページの第8表を見ていただきますと詳しくわかると思ひます。

次、第4の財政運営について。理想的な財政運営とは、財政の健全性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用し、住民福祉の向上を図ることにある。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となるが、その財政運営を分析しますと、基本原則は計画性、弾力性、積極性があげられます。以下、これら3つの観点から、普通会計に対する財政運営について、総合的な検証の結果は次のとおりであります。

次の第9表の説明をいたしたいと思ひます。15ページをお開きください。

文章の末尾でございますが、以上のとおりで、計画性、弾力性、積極性の3つの

観点から見てきたが、本町の財政運営については、実質収支比率3.2%、経常収支比率86.4%、財政力指数0.23、実質公債費比率6.8%と厳しい中、執行者が真剣に取り組み、努力されてきたことを伺い知ることができます。

しかし、この中でも経常収支比率86.4%は決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされている。本年度は前年度と比較しても6.7ポイント上昇しておりますので、今後一層の努力を望むものであります。

次、17ページをお開きください。

起債状況に入ります。表の末尾を朗読させていただきます。平成28年度末の起債元金の残高は46億3,502万4,000円であります。また、平成28年度の償還額5億669万7,000円のうち、充当された一般財源の額は4億7,590万5,000円で、約93.9%の充当率であります。なお、平成28年度末の起債残高は46億3,502万4,000円の内訳は、政府資金41億7,039万5,000円、その他4億6,462万9,000円で、政府資金の割合は90%となっております。

次、特別会計に移らせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計です。歳入は第14表のとおり、総額は12億9,118万9,000円、対前年度比としては0.4%の減である。なお、歳出については15表のとおりでございまして、歳出総額は12億2,032万8,000円、対前年度比は5.4%の減であります。

20ページをお開きください。20ページの文章の中ほどです。「また、」からまいります。また、40歳から74歳までを対象にした特定健康診査並びに特定保健指導が実施されている。社会保障と税の一体改革の中で、医療保険制度改革法が制定され、平成30年度に創設される保険者努力支援制度を、昨年度から特別調整交付金で実施されております。このことによりですね、ちょっと文章を飛ばしまして、このことにより、疾病の主要要因である生活習慣病の発症予防、重症化予防が図られ、住民の健康意識も高まり、ひいては医療費の削減へとつながると思われまます。大いに活用していただきたいと思っております。

次、21ページの後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。

平成20年度から老人保健制度により移行し創設された医療制度であり、75歳以上の高齢者を後期高齢者と称し、一定の医療保険対象層として独立させたもので、その決算状況は第18表、第19表のとおりでございます。以下、御覧していただきたいと思っております。

次は22ページの介護保険特別会計です。

このことについては、文章の末尾のほうに移らせていただきます。一人当たりの介護給付費は22表のとおりであると。平成27年度と比較すると、認定者数は下回っておりますが、介護給付費並びに一人当たりの介護給付費は上回っております。今後一人当たりの介護給付費の抑制にさらに努力されるようお願いしたいと思います。

次、24ページの簡易水道事業特別会計。歳入総額は1億7,236万9,000円で、前年度対比10%の減であり20表のとおりであります。歳出総額は1億4,783万1,000円で、率にして9.9%の減であります。これは第24表のとおりであります。水道使用料の未納額が592万2,000円、前年度対比が21.9%の減である。善良な加入者の使用料負担に対する公平性等を考慮するとともに、未納対策を十分に検討され、本事業がスムーズに運営できるよう努力されることを強く望みます。

次、農業用水供給事業特別会計に移らせていただきます。

本会計は基金の運用益収入を唯一の財源として運用されており、国の金融政策、農業用水供給施設等の維持等、長期的見地から財政運営に特に配慮する必要があると思います。

次は6番目に、鉄道経営対策事業基金特別会計でございます。

本会計も基金運用益収入が唯一の財源であり、今後の財政運営に十分な配慮が必要であると思います。今朝の朝刊にも記載してありましたが、南阿蘇鉄道は災害後、現在中松駅までの運行が開始されております。沿線住民の高齢化が進む中、高齢者はどうしても公共交通に頼る方法しかないわけです。町長さんをはじめ、議員の皆さん、強い政治力を発揮され、一日も早い復旧・復興を期待するものであります。

次は、資金運用状況について申し上げます。

平成28年度の各会計の資金運用状況は第29表のとおりでございます。以下、御覧になっていただきたいと思えます。

29ページをお開きください。

資金運用については、すべて良好に行われております。特に本年度は熊本地震発生により、普通交付税の繰り上げ交付がなされておりました、6月交付分を4月に、9月交付分を6月に繰り上げ交付されております。

次、30ページの基金の状況について申し上げます。

地方自治法第241条第1項前段です。これは前段により、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理が行われていることと確認しました。表の一番末尾の有価証券は簡易水道事業基金、農業用水供給事業基金、財政調整基金により購入した利付国庫債券の券面額が16億4,920万円でありました。購入額が、今のは券面額でございますが、次は購入額が16億2,307万2,000円と記載されています。

次は、財産の管理状況に関する意見書について申し上げます。

一つに有価証券、有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好であります。今後においても、公金、預金の管理運用は、自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債券運用を含め確実かつ有利な管理運営に努められたい。

2番目に備品の管理でございます。備品の管理は、本年度から電算システムの構築及びデータの登録は完了している現状である。したがって、そのフォーマットを利用活用することにより、備品登録、廃棄、配置替え等も容易になり、担当者の事務の軽減につながるものと思われる。備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び管理については、慎重に対応されることを強く望みます。また、現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品については、検証し、廃棄するなど整理されたい。

次は車両管理でございます。一般公用車は25台であるということです。公用車の使用については、担当課は車両管理には十分注意を払い、使用者が自己の車両と同じような意識を持つよう指導するとともに、公用車の徹底管理を行うこと。さらに使用者は交通安全に十分注意していただきたいと思えます。

4番目に、公共施設。

平成28年8月に公共施設あり方検討協議会が設置され、公共施設の適正なあり方等に関する事項について協議されている。平成29年9月、温泉施設等の検討結果の答申がなされ、その答申に基づき、町長の政治判断が公表されたところであります。さらに、公共施設あり方検討協議会において、引き続き、指定管理者対象施設をはじめ、各地域に設置されている生涯学習センター等の検討が行われる予定であり、よりよい成果を期待するものであります。

次は基金運用状況について申し上げます。

本件については、地方自治法第241条第1項後段の部分でございます。金額の

資金は運用するための基金が設けられている。本町において該当する基金は高額療養費支払資金貸付基金と、熊本県収入印紙等購入基金の二つであります。法令並びに条例に基づいて、適正に効率的運用がなされている。計数に誤りはないが、また基金の目的に沿った運用がなされているか審査した結果、次のとおりであります。適正な適用がなされていると認めました。

次は結びに入ります。

平成28年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり、計数に誤りなく、奇異な点も見受けられず適正に処理され、また、関係書類も整理されており、会計経理は正確である。また、各事業ともほぼ計画取り執行され、成果を収められたことは、執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の努力によるものである。ここで一般会計及び特別会計について、総合的に気付いた点について述べます。

ハード事業として、その主たる事業は道路維持、道路改良事業、公共土木施設災害復旧事業等であります。

ソフト事業といたしましては、情報通信基盤整備事業、地方バス運行等特別対策事業、地域おこし協力隊による地域ブランドの掘り起しと、地域の魅力発信事業、地域資源を活用した商品開発と新規販路開拓事業、南阿蘇鉄道復興支援事業、臨時福祉給付金事業、予防接種事業、子ども医療費助成事業、特定健診事業、老人保護措置支援事業、日本型直接支援事業、有害鳥獣駆除助成金事業、間伐材供給安定化緊急対策事業、ICT活用実証事業、英語教育強化拠点事業と、多くの事業を成し遂げられ、町長はじめ担当各位において大変な御苦労があったことを察します。このような中、予算決算の状況を見ると、平成28年度繰越明許は10件の3億4,893万7,000円となっております。この繰越事業はすべてが補助対象事業であり、これらを獲得された実績を評価するものである。また、事業遂行については、単年度遂行が原則であるが、国・県の補助金支給決定の遅れ等によりやむを得ないものと推察される。また、経理状況を見ると、安易な予算流用、予備費重用が見受けられ、緊急災害復旧対応等、緊急の場合を除き、補正対応が原則であり、担当職員の一層の努力を望みます。

次に、税等の対応については、前回決算審査の報告で指摘してまいりました。その結果、高森町税条例等収納対策プロジェクトチーム設置条例が、平成24年6月8日から施行されており、交渉担当地区割表により9班に班別され、各班3ないし4名の職員により担当地区を定め、原則毎月会合を開き、具体的目標により鋭意努

力されているようであるが、滞納繰越額の増加はますます徴収が難しくなる根源であり、チームによる打開策の検討、並びに具体的な取り組みがなされ、その成果を期待するものである。本年度の税の収納状況を見ると、町税については本年度分収納額は、前年度に比し下回っております。その主な要因は固定資産税であります。過年度分については、不納欠損処分が実施されており、不納欠損処分については一般会計23件、153万1,719円、国保会計21件、216万6,000円となっております。これは合法的な手続きにより行われやむを得ないと思うが、税の負担の公平及び歳入確保の面での影響が大きいので、不納欠損を出さないよう、そのためにはただ催告するのみではなく、債務の一部を履行するとか、収入の猶予を求めするなど、自己の債務を認めるような行為、つまり承認といいますが、これを行うなど、慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権の確保に万全をきされたい。固定資産税については、滞納額が4,722万5,583円となっております。そのうち、大口滞納額が2,963万3,200円であります。大口滞納者については、納付の姿勢が全く見られないということであり、さらに資産は他の業者へ譲渡されており、ますます徴収に混迷を深めることになり兼ねないので、担当職員においては迅速かつ的確な対応を望みます。国民健康保険特別会計の審査にあたり、国保税の滞納額が5,692万2,585円と大変高額であり、その事務処理に担当職員は努力されておりますが、昨年も申し上げたように、国民健康保険業務の円滑化と推進を図るため、保険税の賦課、徴収事務と医療給付事務、健康保険事業の業務内容を分離し、さらには税務課においても、賦課事務と徴収事務を分離されたならば、一層スムーズに業務が推進されると思われるので検討していただきたいと思っております。

また、平成10年5月に発覚した元職員による国保払戻金等の着服事件について、今日においては過去の事件のようで、今や頓挫しているように見受けられ、本件は計画的な犯行行為であり、年月は経過しても許し難く、不祥事の賠償請求は今後とも遅滞なく、継続実行されることを強く望みます。

重度心身障害者の医療費助成で、過払い及び未払いがあり、過払いについては返還を求め、未払い分は追加で支給されたとのことであります。本件については、職員からの聞き取り調査によりますと、2005年度から誤った算定法が引き継がれていたとのことであります。書類の保管期限の2012年度は、12年度以降の支給額を調べ、判明した分についてのみ事務処理がなされております。受給者に多大な迷惑をお掛けしたことの心からの反省と、各制度運用のチェック体制の強化を図り、今後このような事務ミスがなきよう、緊張を持って行政事務遂行にあたるよう

強く望みます。

高森町温泉館について、昨年も申し上げましたが再度申し上げます。1989年竹下内閣のふるさと創生一億円事業にあやかり、また大多数町民各位の要望もあり、温泉を活用した住民の健康増進と、観光振興による地域経済の活性化を図るため、平成6年11月高森温泉館が建設されました。その後、近隣町村に温泉館が乱立し、入館者数が年々減少し、ついには平成12年3月、決算では赤字経営に転落、同年4月、高森温泉館管理運営組合へ委託運営に移行し、さらには平成18年4月、指定管理者による運営に移行、引き続き平成21年4月、同じ指定管理者に運営継続されたのでありますが、その後、平成24年5月から町直営による運営に移行し今日に至っております。平成25年6月、高森温泉館運営に関する住民アンケート調査の結果は、直営46.6%、民間委託23.3%、売却23%、閉館7.1%、さらに平成28年2月、公共施設に関する利用状況及び意識調査の結果、直営14%、赤字解消し直営23.3%、民間委託11.1%、売却24.8%、閉館6%。アンケート調査及び意識調査の結果は以上のとおりである。平成28年8月5日、高森公共施設あり方検討協議会が設置され、公共施設の適正なあり方等に関する事項について、まず温泉館、温泉施設等の検討結果を、平成29年2月20日、公共施設あり方検討協議会会長 田上更生氏から、最終的には町長による政治判断に委ねると、参考資料を添えて町長へ答申が提出されました。その答申に基づき、本年6月、定例議会において町長の政治判断が公表され、その内容は町民の声並びにあり方検討協議会の検討結果はともに、お金は将来にかけたくない。しかしながら、町の施設のできるだけ町に残したいという要望が強く、町長の結論といたしましては、平成30年度までは直営、その間に公有財産評価委員会でしっかり高森温泉館を評価していただき、平成31年4月以降、直ちに条件付売却が望ましのことであります。今日までもとより、今後においても、毎年数千万円の欠損赤字を出すことは、火を見るより明らかであります。貴重な町民の血税を費やさなければならず、時代の変遷でもあり、町長の判断はやむを得ない結論だと思います。現在まで試行錯誤されて運営されてきたが、過去及び今後の経営状況を鑑み、我々監査委員としても町長の政治判断を可とするものであります。

次に、熊本震災地震災害について、平成28年4月に発生した未曾有の熊本地震による災害に対する行政の対応は、迅速かつ的確であったと町民大多数の声でありました。特に電気水道など、住民生活の基本を支える生命線ともいえるライフラインシステムを早期、復元対応は高く評価するものであります。さらに、孤島高森

町、南阿蘇村の両首長のたゆまぬ努力により、俵山トンネルルート及び長陽大橋ルートの応急復旧工事など、アクセス道路整備が早急になされたことに対し、地域住民は喜悦の声をあげておられます。本町における今回の地震による被害が、最小限にとどまったことは幸いなことですが、今後あらゆる災害を想定した場合、その復興に対し災害自治体の一定の地元負担が強いられると思われます。したがって、地元主体復興を実施するために、復興基金の創設が望まれます。幸い高森町においては、高森町災害基金設置条例が震災後直ちに設定されました。識者の意見を総合すると、基金の額は当該自治体標準財政規模の5%が望ましいといわれております。本町の場合、単純に積算すると、平成28年度の標準財政規模は28億1,906万7,000円であります。その5%は1億4,095万3,000円となります。本町において現在基金の額は2,870万3,000円であり、このことは町長自身十分認識されておられると思いますが、これはあくまでも努力目標であるとはいえ、有事に備え一層の努力を望みます。

今後ますます草村町政に対する町民の期待度が増す一方、地方財政硬直化が進む中、財政運営の改善に一層努力され、総合的な人事管理と行政経費の節約と、施策の重点化並びに効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成28年度決算審査意見書といたします。

長時間の御清聴、ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 有働代表監査委員さんの提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口でございます。

ただいまの代表監査委員から説明がありましたように、この説明書の中身について質問をしたいというふうに思います。

まずは、税の不納欠損処分についてお伺いをいたします。監査意見書の結びの2ページにもありますように、過年度分についてはこの欠損処分が実行されていると。この欠損処分については、一般会計が23件、153万1,719円、国保会計が21件、216万6,000円となっているというようなことが書いてございます。かなりな件数でもございますし、また監査委員の意見として、次にこれは合法的な手続きにより行われておりやむを得ないと思うというようなことが書いてございますけれども、これは当然、この欠損処分をするには合法的な手続きをするのは当然のことではございまして、これが不納欠損処分をする理由にはならないわけで

ございます。不納欠損を処分するには、地方税法、それから民法の規定等に基づいて、この不納欠損処分をするわけでございますけれども、こういった件数について、どのような理由において不納欠損処分としたのか、それぞれの担当課長にお問い合わせいたします。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 5番 芹口議員の質問にお答えいたします。

28年度で不納欠損処分をさせていただいておりますのは、即時消滅時効、生活保護受給とか相続人全員放棄とか、そういったものを精査して処分を行っておりますが、地方税法の第15条の7の4、滞納処分の執行停止3年継続という条項と、地方税法第18条の1、地方税の消滅時効の完成ということで行っております。例えば、不納欠損のこの実施に至る条件としまして考えることは、その債務につきまして相続人がいない場合とか、生活保護を受けておられ、今後その解消する見込みがないとか、それと現金化して滞納税を納付する財産もない場合とか、それと滞納者の行方不明といいますか所在不明、滞納処分することができる財産が共に不明な場合等が考えられます。今この地方税の条項に基づきまして十分精査をいたしまして、対象者を絞り込みまして、今年度は23件の、先ほど御指摘がありました153万2,000円程度を不納欠損処分しております。

しかしながら、現在こういった時効を中断する方策としまして、分納誓約書の提出をしていただくとか、徴収及び財産の差押え、公売などを積極的に行っております。町民の公平均衡を図るため、徴収努力は常日ごろ行っております。今後の徴収率にもつなげていきたいと思っております。税務課としてもなるだけこの時効とかを完成させないために、今申し上げましたようなことを進めながら、不納欠損の対象額を少しでも減らしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

健康保険税につきましては216万6,000円、21件の不納欠損を通しております。ほとんど死亡とか転出とかで、あて先とか転出日が不備な方々になっております。健康保険につきましては、かなり以前からの、平成11年以前からのもありますので、今後、先ほども健康保険の平成30年からの制度改正もありまして、いろんな形で徴収率等も特別交付税等の加算になりますので、取れないものをいつまでも調定していて、もらえるお金をもらわれないというのも町としても大きな欠

損になりますので、今回定期的に不納欠損をしているものでございます。先ほども松本税務課長が言いましたように、分納誓約書とかそういう形で、できるだけ不納欠損は起こさないようにしていきたいと思っておりますので、皆さまの御協力をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

町税につきましては、私の所管します総務委員会でございますので、総務委員会の中でまた御審議を申し上げたいというふうに思いますが、健康保険税でございます。附属資料の1ページに、健康保険税の状況の資料がございます。これは25年、26年、27年、28年の税の状況が記載をしておりますが、27年度の不納欠損額が、25年、26年はゼロでございます。27年度不納欠損額が319万8,610円、それから28年度が216万6,000円というふうになっております。27年度、28年度にどうしてこういった多くの不納欠損額が生じたのか。ただ、徴収不能というだけで適宜不納欠損処分をしたということではないかというふうには思いますけれども、その理由についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それから、監査意見書の20ページですね。20ページに、滞納額が平成28年度において5,692万2,000円となり、前年度13.3%の増となっていると。現年度と過年度の調定額の合計2億4,672万8,000円の約23.1%が未納ということになっております。23.1%といいますと、調定額の4分の1でございます。やはりかなり大きい比率でございます。これにつきまして、監査委員のほうから徴収体制を含め、現状分析を速やかに行い、確たる対応策を個別に図るなどして強化するよう格段の努力を強く望むというふうにされておりますし、また、結びの中でも厳しい指摘がなされております。これにつきまして、担当者としてどのように今後対応していくのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 5番 芹口議員に答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、昨年、不納欠損に今手を付けております。本来であれば、毎年時効等を迎えた分については、不納欠損するのが当然なることでございますけれども、今までそれを、少額においては、すみません。私が調べておる時

には、平成21年で96万1,900円、平成22年度で19万9,400円、23年度で11万3,700円、24年度から26年度まではゼロということで不納欠損は行われておりません。当然、基本的に時効を迎えている債権がありますので、定期的に不納欠損は行うべきものだと思います。

先ほど申し上げましたように、平成30年からの法改正によりまして、税の収納率等も交付税の対象と、特別調整交付金の対象となりますので、できるだけその分母も減らすのも一つの方法だと思っております。

また、先ほど監査委員からも言われましたように、資格と給付、併せて税の徴収賦課を担当している町村は、県下でも本町、珍しい町村でありますので、やはり今後においては、やはりちゃんと賦課と資格と徴収を分けていかなければならないと思っております。また、今後いかに徴収率を上げるかということですが、それと以外に、今後においては県のほうも今後、自主財政の運営にかかわってきますので、これまで以上に滞納者については厳しい対応でなければならぬと思っております。今までうちとしては、資格証明書を発行したことはありませんけれども、その導入等も今後考えていくべきだと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑はございませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

代表監査委員におかれましては、毎月の月例監査、また今回の決算監査、大変お疲れさまでございました。

幾つか決算審査の意見書の中で、お伺いをしたいという部分があります。経常収支比率、また実質収支比率については、これはもう予算規模、また平成27年の地震等があり、国からの様々な補助金等もあり、推移していくものでありますから、一時的なものだというふうに私は考えておりますのでそう気にしておりません。

しかしながら、この11ページにありますこの予算の流用なんですけれども、これはあとでも書いてあるんですが、予算の流用について、流用してその後には不用額が生じると、そういうやり方は本当にいけないことであると思っております。

しかしながら、各担当課においては款の中の移動というのはそうないにしても、目、節については、これはやむを得ないというふうに考えております。それはやっぱり住民からのいろんな要望、また社会情勢の変更等において、流用をせざるを得ない場合があったんだろうというふうに考えておりますから、私どもについても監査委員さんから今回このような指摘がされたことについて、私個人もどのような場

合にどのようなものが目に付いたのか、予算流用等について。その目に付いた分についてお聞かせをいただきたい。今後、私どももそのあたりについては気を付けていかなければなりませんので、御指摘のほうをよろしくお願いをしたいと思うんですね。

予算の流用につきましては自治法の中でも十分うたってございます。極力すべきではないというふうに書いてあるんですけども、流用がされること、流用することができるという部分もございます。ですから、そのような解釈の中で、予算の流用について、補正予算で議会等を開いて修正する、そういうふうな場合が一番私も当初は思っておりましたけれども、やはり社会情勢、今回のような地震があり、国・県の補助事業、また交付金等についても早くきたりする。早く頂くということになってくると、やっぱり最初3月に当初予算を計画したほうからすれば、変更やむなしという場合もあると思います。その点について、予算の流用について特に見受けられたところ、私どもも気を付けていかなければなりませんので、そのあたりについて、ちょっと詳細にお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それと、今回温泉館について、6月の議会で町長のほうから今後の方針を、公的施設の検討委員会ありますけれども、その中の答申を受けて町長が6月の議会に方針を述べられました。しかしながら、今回も決算審査意見書の中で、代表監査委員さんがあえて申し述べていらっしゃいます。この温泉館につきましては、皆さん方御存じのとおり、代表監査委員さんが中心で、当時温泉館建設にあたっていました。これに書いてありますとおり、福祉型が中心でございまして、当時はいろんな地域にはまだ温泉館もできておりませんでしたから仕方ないと思うんですが、どのようなやり方で、町長が述べられたことを遂行していくためには、温泉館の湯量等も問題になってくると思いますけれども、町長が言われたこと以外に代表監査委員さんが気付かれた点あれば、もう一度詳細に御説明、御意見等をお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） 第1点の予算流用について御説明申し上げますが、この予算流用については、いろいろと考え方があると思います。今、副議長さんが申されましたように、やはり番やむを得ず流用されると。その都度、予算化するの是非常に困難であるということで流用もありましょう。しかし、代々我々が考えてきておりますのは、この流用はやる予算を議会に諮って、ぴしゃっとした予算を決め

てやるというのが原則であるというふうなことを私たちは思っております。ですから、内容といたしましては節の流用でございます。

決算書の71ページを見て、一つの例を。71ページの、これは節の流用でございますけども、一番上の需用費でございます。2万7,000円流用してあります。にもかかわらず、29万9,148円の不用額が出ているということ。これが非常に目立ちましたものですから。まだ以下、ちょっと詳細を見ますと幾つかあると思っております。

それから、温泉館の問題については、ただいま副議長さんが申されましたとおり、ちょっとこれも申し上げようかと思いましたが、一応割愛させていただきましたが、私が現職時代に今村町長の、元今村町長の命によりまして温泉館建設に取り組んだわけでございます。ここにして廃止ですよという言葉が流れてくることについて、私は非常に断腸の思いがいたしております。その当時、副議長さんあたりも十分我々と一緒に検討されて、あの立派な温泉館を建設されたのでございます。今申し上げましたように私としては断腸の思いでございますが、やはり時代の変遷でございます。万やむを得ないと思っておりますし、また、あり方検討協議会において十分な協議がなされた上での答申でございますので、我々監査委員といたしましても、それを尊重せざるを得ませんということで、町長の方針、いわゆる政治判断と申しますか、それが出されましたので、6月定例会に。で、私たちもそれに賛同するというところで結論に達したわけでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございました。

町長が6月の議会で表明をされております。私たちども議会も、町民の皆さま方に不満の声が出ないように協力していかにかんと思っております。

それと、この決算書の中にまた戻りますけれども、予算の流用について、今、例題的に御説明がございました。今後気を付けていかなければならないと思います。しかしながら、職員一人ひとり、非常に私も非常に緊張感を持たせとるつもりでございます、予算の使い方については。ただ、やはり3月の定例議会で予算を出して、それを補正予算で修正をしながらやっていく。たまには臨時議会等でも補正を組むんですけれども、しかしながら、やはり町長も言われておるように、スピード感をもっていくためには、目、節においての流用というものは、ちゃんとした理由があるのであればこれはやむを得ないんじゃないかなというふうに考えておりま

す。その中において、歳出をする際において、歳出をして事業する側の努力によって不用額が出たということについては、これはやはり職員の功労もたたえていかなければならないというふうには私は考えております。ですから、決まっとおりにいけばそれはそれで一番よろしいことだと思っておりますが、しかし今のような時代、どんだんやっぱり国や県が、この被災地域熊本県に入ってきて、いろんな事業を次から次にやっていただいております時代において、やはり当初の予算で組んだとおりには、私は非常に今の時代は難しいんだろうと思います。ですから、大きな予算を流用するときには確かに必要なんですけども、やはり町長決裁で専決でもできるときには、できれば流用についてはやむを得ないという形で私はいきたいと思っておりますので、そのへんについて、代表監査委員さんの御理解もいただきたいなと思っております。

それと、町長のほうにこの審査意見書を聞いて、ひと言、今後の対策なんですけれども、滞納について今芹口議員からも御質問がございました。代表監査委員さんのほうからも書いてございます。徴収事務と賦課事務を分離したらどうかという話。これはもう昔から話がございました。職員に対して賦課する、要するに課税をしてそれを納付書を送ったり、それを業務とする職員。それと徴収業務というのは、相手がいる時に徴収に行かなければならないという特異な業務形態でございます。やっぱり8時から5時まで仕事をしている職員に、そういうふうな滞納をなくすために、不納欠損をなくすために出て行けて、徴収をしろという形は、これはもしかしたら町民に対して無理な徴収をやりかねないという危機感が私はございます。ですからそのへんにおいて、徴収事務と賦課事務の分離について書かれておりますけれども、町長のほうとしてはどのようにこの意見書をとられましたでしょうか。お聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

監査委員さんの代表監査の御指摘のとおり、この徴収に関して体制の見直しに着手をしたいというふうに考えております。これは昨年も指摘というよりもアドバイスもいただきましたが、私が町長を仰せつかったあとに、いろいろ考えさせていただきました。行政マンの人数の数と年齢の、職員の年齢の構成等々もございまして、やはりチームワークをもってやっていけるところもあるのではないかと。いろんな形で試行錯誤いたしました。先ほど阿南課長も言われたとおり、現在体制の見直しを考えながら、そして新しい体制で臨んでいきたいというふうに考えており

ます。

また、財政の内容に、全体的において、経常収支比率が86.4というところで、代表監査さんがやはり、枠の中だとは思いますが頑張っていたきたいということ、また佐伯議員のほうからも、震災などがあってそういうところは一概に言えないのではないかとというアドバイスをいただいて、大変有り難いと思います。私個人の考えは、昔であれば経常収支比率に関しては、当時の法律に基づく施策を多分自治体は行ってきたのではないかと、以前はですね。今は少子高齢化だったり、若しくは行政に対する住民の要望、要はそういうところが非常に以前と変わってきているというところもあるかというふうに思っております。ですので、高森町の単独の施策、例えばある自治体の単独の施策というのが増えてきているのが、今の時代ではないかと。昔は法律に基づく施策がほとんどだったのではないかと思っております。ですので、86ぐらいの数字が、数字的には100に近まるとこれはよくないということですが、鋭意努力はしてまいりますが、やはりスピード感を持って、少子高齢化の中、どんどん過疎化が進む中、地域の要望にはできるだけ応えてまいりたいというふうに考えております。予算の予備費の流用に関しましては、いろんなアドバイスを先輩の代表監査、そしてまた佐伯議員からもいただきましたが、基本的には規則や原則、これはするべきではないというふうに考えておりますが、やはりどうしても住民から要望があったり、その時その時で必要な時というところは、事前にまた議会の皆さまにも御相談するか、いろんな形で考えながら、私自身、職員に指示をしてまいりたいというふうに考えております。

今一層気を引き締めて努めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第5 報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、報告第3号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

報告第3号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4指標により、自治体財政の健全化を表すものでございますが、本町の平成28年度決算におきましては、実質公債比率だけが該当しておりまして、その比率は6.8となっております。早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っているとともに、簡易水道特別会計においても資金不足比率は該当しておりません。また、監査委員の御意見としても特に指摘すべき事項はないということでございましたので、以上報告といたします。

以上です。

○議長（田上更生君） ただいま報告が終わりましたけれども、報告事項ではありますけれども、質疑があれば質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了いたします。

-----○-----

日程第6 議案第42号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第42号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第42号で御提案いたしました、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が、病院事

業の経営移行先である地方独立行政法人熊本県北病院機構の設立団体としての事務組合へ移行することに伴い、平成29年9月30日をもって熊本県市町村総合事務組合規約第3条第1号に掲げる事務から脱退し、同年10月1日から地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合に名称を変更するため、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更する必要があるためございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 変則的な時間になりましたけれども、このあと熊日主催によります金婚表彰の伝達式がございますので、休会にしたいというふうに思います。休憩をしたいと思います。午後1時より再開いたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第7 議案第43号 平成29年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第43号で御提案いたしました平成29年度高森町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,684万7,000円を追加し、予算の総額を49億6,984万7,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表 地方債補正につきましては、臨時財政対策債の発行限度額確定に伴い、減額補正をするものでございます。なお、臨時財政対策債は御承知のとおり、普通交付税の一部が振り替えられるもので、後年度、来年度以降に100%措置される地方債、要は入ってくるお金ということになります。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

主な歳入について御報告、御説明をいたします。第10款地方交付税では、普通交付税の確定に、決定に伴い、増額計上をいたしました。なお、増額後の普通交付税総額は19億5,534万6,000円となり、前年度の同じ時期と今と比較いたしますと、2,267万円の減額となっております。前年度は19億7,801万6,000円でしたので、今お伝えした額が減額となっております。第14款国庫支出金では、マイナンバーシステム整備補助金、地域介護福祉空間整備推進交付金を計上いたしました。なお、こちらの事業内容につきましては、後ほど歳出を併せて御説明をさせていただきます。第15款県支出金の教育費県補助金において、熊本地震復興基金交付金を減額いたしました。これも後ほど歳出で説明する地域コミュニティ文化財修復事業に関連した補助金となります。これまではすべて地域コミュニティ施設の修復として事業費の、要は修復する金額の50%を補助金として計上していましたが、文化財関連の財政措置が明確になりました。より町の負担がなくなるように組み替えるものでございます。第18款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金を減額いたしました。また、ふるさと応援基金繰入金は、地域コミュニティ文化財修繕事業に関連した繰入金を減額いたしました。こちらも文化財関連の財政措置が明確になったことにより、基金からの繰り入れを全額削除いたしました。

10ページをお開きください。

第20款諸収入におきまして、サマージャンボ宝くじ市町村交付金、熊本地震被災地支援ドリムジャンボ宝くじ市町村交付金を計上いたしました。こちらは、震災復興のために市町村に交付されるものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。予算書とは別に、カラープリントしておりますこちらの補正予算概要書に沿って御説明を申し上げますので、御準備のほどお願いいたします。

1ページ、表紙をお開きください。

マイナンバーシステム改修委託料、総務省分について御説明を申し上げます。

こちらは、マイナンバーカード等の記載事項の充実として、旧姓表記等が可能となるようシステム改修を行うというものでございます。100%の補助事業となっております。平成29年度中に完了する必要があるため、今回計上をさせていただきました。

2ページをお開きください。

同じくマイナンバーシステム改修委託料、こちらは厚生労働省分でございます。先ほどが総務省分でございます。こちらは厚生労働省分について御説明を申し上げます。

年金情報の連携ですね。年金情報連携やレイアウト対応に伴うシステム改修費用となります。なお、改修システムは中断あたりに記載した業務となりまして、国民年金システムのみ全額補助、そのほかのシステムは3分の2補助となっております。

3ページを御覧ください。

スプリンクラー整備支援事業交付金について御説明申し上げます。

こちらは、グループホームのスプリンクラー整備に対し、全額国庫補助を活用し支援を行うものでございます。国庫補助は先ほど歳入で少し触れた地域介護福祉空間整備促進交付金というものになります。なお、これまでグループホームにスプリンクラーの設置義務はありませんでしたが、法律消防法の改正に伴い、来年の3月までに整備する必要があるため整備するものとなります。

続きまして、4ページをお開きください。

単独事業でございます。ライブカメラ設置事業について御説明いたします。

8月27日に開通いたしました長陽大橋は、基本的には南阿蘇村の村道でございます。しかしながら、ライブカメラの設置予定がありません。ただし、冒頭の御挨拶

拶で申しあげましたように、高森町の町民の皆さまにとって、若しくは当町でいろんな活動をなされる方、若しくは全般的に高森町を通過される方にとっては、やはりこの南阿蘇村の長陽大橋という所っていうのは、大きな大きな交通インフラであるというふうに認識をいたしております。国が管轄いたします、若しくは県が管轄いたします県道、国道、要は二重峠であったり、俵山ルートであったりする所にはカメラがございますし、当町はほかの自治体と違いまして、テレビでそれを見ることがもできます。見られている側の立場、要は住民側の立場に立ちますと、国道、県道、町村道、若しくはそういうものは関係ございません。やはり見られるか見られないか、俵山が見られて、二重峠が見られて、長陽大橋が見られないというのは、なかなかそういうところっていうのは逆に言いますとおかしなところでありまして、やはり町といたしましては、しっかりライブカメラの設置というのは、情報の発信共有というところ、施策でもうたっておりますので、ライブカメラの設置を高森町単独で行いたいというふうに考えております。ぜひ、議会の皆様方にも御理解のほどをいただければと思っております。設置後は、高森町のホームページとたかもポイントチャンネル（TPC）を通じて、町民の皆様方に配信することとしておりまして、渋滞情報等を事前に確認することが可能になるというふうに考えております。

続きまして、5ページを御覧ください。

単独事業の5番でございます。野尻地区防災ヘリポートについて御説明を申し上げます。

旧野尻中グラウンドを、様々な災害、地震も含めまして、若しくは野尻のちょっと離れた所も含めまして、救急の搬送等への対応拠点とするため、防災ヘリポートとして整備を行いたいと考えております。特に、救急搬送に関しましては、一刻を争うものであり、先ほど申し上げますように旧野尻中付近だけのみならず、山間部の広域的に重要な役割を果たすものになるのではないかとこのように考えております。なお、現在地元ではグラウンドゴルフ等での活用が多いこともあり、ヘリポートと地元での、今ずっと使ってこられた活用のことを考えまして、芝等での整備というのが妥当ではないかというふうに考えております。

続きまして、6ページを御覧ください。

熊本地震関連事業として、地域コミュニティ事業補助金文化財修復事業補助金を計上いたしました。8月に県庁文化課による説明会が開催をされました。高森町指定文化財の財源について明確になりました。高森町、所有者ともに負担が軽くなる

ように組み替えさせていただきたいというふうに思います。中断のオレンジ色の部分の地域コミュニティ修復事業補助金の財源については、事業費の50%を復興基金、残り50%を宝くじ交付金という形になります。また、青色の文化財修復事業補助金につきましては、事業費の80%を特別交付税、10%を復興基金、残り10%を宝くじ交付金というふうに考えております。二つの事業ともに、所有者負担をゼロにしたいとなっております。なお、特別交付税は予算上は一般財源扱いとしておりますが、制度上どれだけ交付されたのかわかりにくい部分もあるという御指摘もあるかと思いますが、これに関しましては、確実に事業費の80%が交付される見込みでございます。

7ページに、地域コミュニティ施設文化財の修復費用及び財源について、個別に先ほどのところに記載をいたしておりますので、それぞれの文化財の修復に関しては、議員の皆さまに確認をしていただければというふうに考えております。

以上、今回御提案しております補正予算につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

予算の出所がどんどんできてくるということで、大変私どもとしては有り難いと思っております。スピード感を持って事業をやっていただきたいと思います。

歳出のところで質問をさせていただきます。ライブカメラの3台設置ということでございますけれども、現在皆さん御存じのとおり、時間帯によっては非常に込んでおります。それを考慮されてそのようなライブカメラの3台設置をして、TPC、ホームページ等で町民の皆さま方に周知をされると、大変便利がいいことであると思うんですが、それについて、事業的には大体いつぐらいに完了するのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

それと、癒しの森整備事業委託料というのが14ページにございます。観光施設管理費の中ですね。これは以前にあったのかどうか知りませんが、この委託料なんですが、癒しの森だから癒されるんだと思うんですが、これの観測的な希望、どのように動かしていかれていらっしゃるのかどうか。癒しの森ですから、どの地点を癒しの森として位置づけされておられるのか、そのあたり再度よろしければ御説明を、これは恐らく政策推進課だと思っておりますけれども、御説明をよろしくお願

いしときます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私のほうから、ライブカメラのほうについてお答えをしたいと思います。

概要につきましては、町長が御説明をいたしましたとおりですけれども、こういう道路事情ですので、なるべく早めにということで考えております。今、防災関係で総務課横に新しい事業を行っております会社にお願いができれば、1カ月もかからずに設置ができるのではないかとこのように考えております。それは可能でございますので、そういうふうに努力したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（田上更生君） 生活環境課長 田上浩尚君。

○生活環境課長（田上浩尚君） 10番議員さんの御質問にお答えいたします。

癒しの森整備事業につきましては、場所につきましては休暇村周辺及び高森自然公園、九十九曲、その2カ所が対象となっております。今回提案した中では、休暇村の間伐のほう、休暇村地内にあります町有林で上木だけが町のものになっておりますので、その分の間伐を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） ありがとうございます。

癒しの森ですから、森ができるんだろうなと。そこでゆっくりできるのかなと思っておりましたけれども、休暇村の敷地内の町有林ということでございますが、貸しておるんだから、本来ならば休暇村が切るべきじゃないかなと思うんですけども、あそこは予算もありますから。そのへんの協議を十分なされた上での事業だと思っておりますが、できれば休暇村さんあたりに環境整備のほうでやっていただけたほうがよろしいような気がいたしますので、今後、町有林の管理についての協議も、休暇村さんと今後はやっていただきたいなと思っております。それは希望いたします。

それと、ライブカメラ、今総務課長のほうから、今回議会が終わって承認されれば、1カ月程度で設置可能であるということであります。大変喜ばしいわけで、南阿蘇、高森町も含めて、俵山それに長陽大橋、ミルクロード、3本あります。皆さん方が一番時間のかからない、燃料代もかからない所を通られる。そうなってくると、やっぱり長陽大橋ルートだと思いますので、町長の言われるとおり、それはや

っていただきたいと思いますが、今現在、俵山で通学バスが行っておりますが、当然それあたりも、今後は要するにいろんな情報が出てくるということになってくると、混雑に巻き込まれませんから、その可能性もあるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

現在、通学バスは俵山ルートを通っておりますし、観光ルートも大半が俵山の方を通っております。当然、長陽大橋が一番近いのは、通学生徒を考えると大津駅が基本になっておりますので、そちらを考えると、より安全でより近い所を町といたしましても要望もいたしますし、それが私もベストではないかなというふうに考えております。

また、観光の入込も少しずつ戻ってきている所もごありますので、できれば民間業者さんが今現時点であればいいんですが、現時点ではありませんので、そのあたりをしっかりと精査して、できる限り町といたしましても、要望とまた対応等も含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

単独事業の野尻地区防災ヘリポートの件で、ちょっと伺いたいと思います。

これは前回、議会報告会の時に野尻地区の皆さんから要望があった件でございまして、少しあそこでお話をさせていただきましたが、中学校のグラウンド跡は、今植木等がございまして、そのへんを取ればヘリポートとしては可能であるが、そこに上がるまでの道が、ちょっとクランクしてスイッチバックみたいに急になっておりますので、ここを救急車等が登れないんじゃないかという地元からのお話でございました。予算的に見れば、上の整備だけの予算みたいになっておりますが、そこあたりの救急車等が、救急車両等がその現地、グラウンドまで上がるまでの整備等の計画等はどのようなふうになっているのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 1番 牛嶋議員の御質問にお答えをいたします。

今回、ヘリポートの整備につきましては、今防災官で来ていただいております岩下防災官と同行いたしまして、現地を確認いたしました。確かに地元がおっしゃいますように、県道から入り口の所が方向によっては鋭角になっておりますので、若干入りづらいところがあると思いますけれども、それより上部につきましては、現

在所で大丈夫だろうというふうに判断しております。取りつけの部分につきましては、家屋がございますので、簡単に拡幅するというわけにはまいりませんが、当面は今の道路で利用は可能だというふうに判断して、上部の張芝等についてのみ予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 現状を進めるということでございますが、今一度、車を実際に入れていただいて、確実に可能ということあたりを、地元の人たちと相談されて事業をやっていただきたいと思っております。その点はよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。教育委員会事務局長 東幸祐君。

○教育委員会事務局長（東 幸祐君） こんにちは。

先ほどの10番議員の御質問の補足ではありませんけれども、お答えいたします。

先ほど町長が言われましたように、今現在は俵山越えで行っていますが、10月からはライナー号が長陽大橋を通るとのことでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第44号 平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第44号 平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第44号で提案いたしました平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

ます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3,754万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,492万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算について御説明申し上げます。

4款、1目財政調整交付金につきましては、国保ヘルスアップ事業の特別調整交付金を510万1,000円増額をしております。11款、2目その他繰越金につきましては3,244万3,000円を増額しております。これは平成28年度国民健康保険特別会計の繰越金が確定したことによる増額でございます。5月の臨時議会の専決予算の説明でも申し上げましたが、平成28年度の一般被保険者療養費につきましては、4月に発生した熊本地震の影響で、予想以上に医療費が減少したことに伴うものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出予算の諸々について御説明を申し上げます。

7款保険治療費、1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健診受診率向上のための新たな取り組みとして、医療機関受診者の検診結果を、直接医療機関から提供してもらうための手数料や、訪問介護用タブレットにかかる経費で、国保ヘルスアップ事業の対象となるものであります。

10款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、社保加入などによる国保資格の遡及喪失が多く発生し、7月末現在で執行率が90%超となっているため計上するものでございます。

その下、3目、4目の償還金、利子及び割引料につきましては、それぞれ平成28年度の額が確定し、超過交付金を返還するための補正であります。

第11款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提出しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口でございます。

繰越金の7,086万3,000円についてお尋ねをいたします。3月の議会にお

きまして、法定外繰入金といたしまして、一般会計から8,589万5,000円を繰り入れております。今回、このように繰越金が7,086万3,000円出たということは、3月に89万5,000円の繰入金が必要であったかどうか疑問でございます。ただいまの地震の影響で受診者が減少したというような説明がございましたけれども、3月31日には補正予算の専決処分がされております。このような時点で、このような繰越金が発生するというようなことが予見できなかったかどうか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

2点目は、剰余金の処理についてお伺いをいたしますけれども、3月に一般会計から、今言いましたように8,589万5,000円繰り入れておりますけれども、一般会計のこの繰入金、一般会計からいけば繰出金でございますけれども、繰出金の財源の内訳は、一般財源が8,256万5,000円ということで、ほとんどが一般財源でございます。繰入金は年度の財源の収支の均衡を図るためのものがございますので、剰余金が出れば、一般会計に一旦繰戻す処置をするか、あるいは剰余金につきましては、地方自治法の定めによりまして基金に繰り入れるかしなければならぬというふうに思いますし、基金も国民健康保険特別会計の基金条例によりまして、第2条では、当該年度分の歳計剰余金及び財政安定化支援事業繰入金により積み立てるものというふうにされておりますし、2項として、前項の規定により基金として積み立てる場合は、翌年度に繰り越さないで繰り入れるものとするというふうな規定もございます。そういったことから、この剰余金が出たからといって、予備費として一旦留保するのではなくて、やはりこういうふうに一般財源を、主に財源として繰り入れたならば、一旦、一般会計に入り入れるのか、またあるいは、そういった自治法の定めによりまして、財政基金に一応繰り入れて、積み立てて、そして財源不足が生じた場合には、それぞれ一般会計から繰り入れるなり、あるいは基金から繰り入れるなりするのが妥当だというふうに思いますので、この点についてお伺いをいたします。

また、午前中、不納欠損処分につきまして質問をいたしました。その中で課長は、特別交付税の措置が受けられるようにするため、徴収率の向上を図るために、不納欠損処分をするというような答弁がありましたけれども、税はあくまでも納税の義務がありますし、徴収するのが原則でございます。その例外措置として、地方税法や民法で不納欠損処分ができるというような規定がございます。したがって、特別交付税の繰り入れ措置があるからといって、不納欠損処分にするというような答弁につきましては、適当ではないというふうに思いますので、ここで御指摘

をしておきたいというふうに思います。

それでは、先ほどの繰越金の2点について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 5番 芹口議員の答えにお答えいたします。

芹口議員も御承知のように、平成9年度当初では繰越金を3,842万円見込んでいました。といいますのが、それを越さないで平成29年度の予算を組めないような状況なんです。そもそもそれは何でかと言いますと、平成20年からの国民健康保険税の値上げをしていないという形でありますので、やはり一般財源の繰り入れが、一般財源というか、基準外繰入が必要になるものでございます。平成26年度におきましても8,500万円の繰り入れを行っております。平成27年度におきましては、その4,000万円の繰越があったので、基準外の繰り入れがなくて国保の運営ができていくことになっております。今回、芹口議員が言いましたとおり、繰越金が7,086万1,376円ございました。その上で、先ほど言いましたように3,842万円は見込んでおりましたので、先ほど言いましたところの差額分が繰越金となったところでございます。

また、29年度の予算の当初予算の説明の時にも申し上げましたけれども、その際に、県の調整交付金を通常より多く見込んでおりました。当初から基準外を繰り入れるのか、繰り入れないのがいいかというのを、ちょっといろいろ予算するときにしめたので、今回その繰り入れることで、そういう財源が思った以上の繰越金が出たということで、考案的には普通調整交付金の、その財源の確保ができたかなという形で、今回においては一般会計のほうに繰出すような形は行いませんでした。

それと、先ほどの不納欠損の件ですけれども、あくまであれは徴収率、その金額ではなくて徴収率の考慮ということですので、額じゃなくて徴収率に応じたところの調整交付金の対象になるという形ですので、額ではございませんので、ということでお含み置きお願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第45号 平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第45号、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第45号で提案いたしました平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ306万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,915万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算について御説明申し上げます。

4款、1目繰越金を290万2,000円増額しております。これは、平成28年度後期高齢者医療特別会計の繰越金が確定したことによる増額でございます。

5款、1目雑入を15万8,000円増額しております。これは、今回新たに実施する後期高齢者口腔機能維持向上に対する補助金であります。これはお年寄りが参加されている社会福祉協議会主催のサロン事業の際に、月1回程度、歯科医師に行ってもらい、お年寄りの口腔ケア対策に取り組むものであります。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

3款、1目健康診査費につきましては、先ほど説明いたしました後期高齢者口腔機能維持向上にかかる経費で、全額補助対象であります。

5款予備費につきましては、収支の調整を図っております。

以上、今回提案しております補正予算の諸々について、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第46号 平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第46号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第46号で提案いたしました平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,602万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,668万7,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

7款、1目繰越金につきましては、1,795万1,000円増額しております。これは、平成28年度介護保険特別会計の繰越金が確定したことによるものでございます。

8款、3目雑入につきましては、273万円減額をしております。これは、本年4月から地域包括センター業務を高森町社会福祉協議会に委託したことに伴うものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

7款諸支出金、1項、2目償還金につきましては、平成28年度介護給付費等負担金の国・県及び支払基金への精算分を543万2,000円増額しております。同じく7款、3項、1目他会計繰出し金につきましては、平成28年度介護給付費等の町への精算分を230万6,000円増額をしております。

8ページをお開きください。

1項、1目予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提出しております補正予算の諸々について、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第47号 平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第47号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第47号で御提案いたしました、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、平成28年度からの繰越金確定によります補正を行うものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ991万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,014万4,000円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

5款繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金が確定いたしましたので991万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

第4款予備費におきまして991万3,000円を計上しております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議い

ただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。
よろしくようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第48号 平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第48号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第48号で御提案いたしました平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正につきましては、平成28年度からの繰越金の確定に伴う補正と、別所池ポンプ場と含蔵寺配水置換の通信装置の故障に伴う修理経費を計上するものがあります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ539万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,172万4,000円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

3款繰越金につきましては、28年度からの繰越金を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。

第1款農業用水費においては、別所池ポンプ場と含蔵寺間のテレメーター通信機器故障に伴う修理経費92万9,000円を計上しております。

また、第2款予備費につきましては447万円を計上しております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。
よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第13、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月7日から9月13日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月7日から9月13日までを休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会、特別委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後1時50分

9月14日（木）

（第2日）

平成29年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成29年9月14日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
5番	芹口 誓彰	防災計画について	①今年度の防災事業の進捗について ②防災士等の取り組みについて ③地域防災マネージャーについて ④防災訓練について
		道路の通称制定について	①通称制定する場合の手続き等は ②林道阿蘇東部線、町道河原永野原線の通称制定の考えは
3番	後藤 三治	「絆」に掲載された町民の要望	①8月議会だより「絆」での町民の要望、乳がん検診の個別検診での受診助成対応は
		国民健康保険払戻金等の着服事件について	①来年度で事件発覚後20年となる国民健康保険着服事件 ・着服総額及び年度別弁済額は ・着服事件による国保特別会計への影響 ・担当課としての見解は ・町長の考えは

6 番	立山 広滋	町民の健康推進体制	①住民健診（特定健診）の受診及び健康指導の状況 ・今年受診率と過去の受診率 ・受診率アップの方策と今後の展開 ・健康指導の状況 ②健康管理に関する町の助成の現状 ・町の助成の現状 ・人間ドック料金の助成を止めた理由 ・人間ドック料金の助成金 ・①と②に対する町長の考え
-----	-------	-----------	--

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	田 上 浩 尚 君
会 計 課 長	古 澤 要 介 君	健康推進課長	阿 南 一 也 君
住民福祉課長	佐 伯 実 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	税 務 課 長	松 本 満 夫 君
政策推進課長 兼TPC事務局長	馬 原 恵 介 君	教育委員会事務局長	東 幸 祐 君
たかもりポイントチャンネル事務局次長	岩 下 徹 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
政策推進課審議員	橋 本 俊 太 郎 君	農林政策課審議員	荒 牧 久 君
教育委員会審議員	古 庄 泰 則 君	総務課総務係長	岩 下 雅 広 君
総務課財政係長	代 宮 司 猛 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 安藤吉孝君 議会事務局庶務係長 山田耕生君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、健康推進課長から、監査報告の質疑の中で、答弁につきまして訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。

健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

9月3日の提案説明時において、5番 芹口議員からの不納欠損処理についての説明に対し、平成30年からの国保制度改正に伴い、保険者努力支援制度の特別調整交付金のために不納欠損を行ったような発言をいたしましたことについて、訂正させていただきます。税や料の滞納については、関係各課が連携し、収納対策プロジェクトチームを設け、その解消に向けて努力しておりますが、転出先が不明等の理由により、分納誓約書や差押えなどの法的手段がとれず、真に不納欠損処理せざるを得ないものについて、法律に基づいて対処したものでございます。

また、健康保険特別会計の繰越金については、5番議員の指摘のとおり、必要な手段を行ってまいります。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

ただいま初日の5番議員、芹口議員さんからの質疑に対する答弁に、訂正をさせていただきたいということで、当町阿南課長が訂正をさせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

当然、これは当町の職員さんは、皆理解をいたしております。課税徴収等々はルールに基づき、当然、公正公平であります。何がどうあれ、思惟が入ったり、そこに裁量が入る余地はございません。特定の納税者を別待遇することも、当然ながらございません。改めまして、私の方からも申し上げさせていただきたいと思います。

また、今日はちょっとお時間をここでいただきたい、発言の機会を議長から与えていただきました。不納欠損につきましては、ベテランの議員さまはもう御存じだと思います。これは随分前から始まっております、平成10年代の中盤ぐらいだったと思いますが、から増えてきております。過去の役場の先輩方の職員さんも努力をされてまいりました。そして、やはり町民の皆さまに理解をいただきたいのは、現行の職員も過去積み上げてきたことをしっかり継承してやっているというところでございます。そして、県内の事例、他の県のも含めまして、熊本県も非常に県内

のほかの自治体も含めて、私は不納欠損処理は増えているというふうに思っております。しかし、そこにはしっかり理由が、先ほど課長が申しあげましたように、時効に対すること等々を、しっかり法に基づきやられていると。高森の町、当町の場合は、時効に対する管理自体がなかなか過去古くからできてなかった。古くといいますが10年ぐらい前じゃないかなと思っております。やはりその管理に関して、明確にそこをするためには、どうしてもチームの編成等が必要であると。要は、請求できる範囲を明確にできてないところで、交渉が難航する例も出てきているというのは、私に入っても一緒でございます。私が町長を仰せつかったあと、平成24年、5年、6年に関しては、ほぼ不納欠損はゼロで頑張って、職員の皆さまが頑張られました。しかしながら、先ほど申しあげましたように、その管理に関するところがなかなかできていない。この理由が何かと申しあげますと、やはりこの体制の構築をやはりしっかり再度見直すべきだと。それがなければどうにもならないというところなんです。一方では、人口減少、職員数の係数も、管理も含めまして、また住民に対するニーズも多種多様に世の中が変わってまいりました。ということでありますので、マンパワー不足は致し方ないところでございます。

現在、私も知っておりますが、私が町長に就任させていただいたあとは、滞納プロジェクトチーム、要は、課を越えて、係を越えて一緒にやるというところでチャレンジをさせていただき、24、25、26はしっかり成果は上がってきたと思っております。しかしながら、先ほど申しあげましたように、管理に関すること、マンパワー不足のこと、このことに関してましては、今後、先ほどの阿南課長の訂正も含めまして、組織の見直し等々をしっかりとやっていかなければならない。特に、阿蘇郡の、郡市内のこの国保の担当の仕事の持ち方に関しても、高森町だけはすべてを職員さんが資格給付と課税と徴収を、オールマイティーでやられているという現状がございますので、そこはしっかり今後ですね、また議会の皆さまにも御相談をさせていただきながら、そして職員でしっかり話し合いながら、しっかりした体制を構築することをお約束をさせていただきまして、先ほどの課長の補足とさせていただきます。

○議長（田上更生君） これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口でございます。おはようございます。

先ほど一般質問に先立ちまして、議会の初日に私が不納欠損処分等につきまして、質問した件につきまして、健康推進課長から答弁の修正発言もございましたし、また町長からも発言がございました。これからも、やはり不納欠損処分等、また税の徴収等につきましては、厳正、また慎重に対応していただきますように、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、ただいまから通告をしておりましたとおり、防災対策についてと、道路の愛称の制定についてを質問いたします。

まず、防災対策についてお伺いをいたします。

今年度予算におきまして、災害対応にあたって必要となる機能を備えた防災拠点センターの実施設計業務委託費、また、同センター建設の用地取得費や、車中避難のための用地取得費が計上されております。これらの事業について、用地の取得、また財源となる補助金、起債の採択状況も併せて、現在までの進捗状況についてお伺いをいたします。

なお、これからは自席から質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

5番 芹口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本年度、復興まちづくり計画において、防災拠点施設等の整備を実施する予定ですが、都市防災総合推進事業の交付決定が先月上旬に届きました関係で、現在は実施設計を発注するための準備をしているところでございます。

防災拠点センターについては、平常時は会議室等として利用できる設備を整備し、災害等の非常時には避難所として、避難される方々の年齢等に合わせて区分することができる間仕切りを設けた設備をというところで考えておりますが、建物の構造は平屋建てということで検討をしております。また、物資等を備蓄するスペースも確保して、避難所としての設備を充実する予定でございます。さらに、車中避難者対応のための駐車スペース及び防災ヘリのヘリポートとしても利用できるスペース

の整備も併せて行う予定でございます。こちらの用地取得及び工事の着工は、平成30年度の予定でございます。

次に、色見地区広域避難所の整備でございますが、色見地区の防災拠点となる色見総合センター周辺に駐車場を確保し、非常時においては車中泊の対応も可能なようにするものでございまして、現在、用地取得については地権者との交渉を行っているところです。この用地取得については、間もなく結論を出せると思いますので、今年度中に工事の実施は行う予定でございます。

この防災拠点センター、防災公園、色見地区広域避難所の整備に係る都市防災総合推進事業については、本年3月定例会で、6番 立山議員の一般質問でもお答えをさせていただいたとおりでございます。補助率2分の1、残りの補助残については公共事業債という起債、それから起債償還の際には地方交付税で50%から57%の交付税措置を受ける予定でございます。実質的な町の負担としましては、総事業費の約25%の負担ということになってまいるかと思っております。

全体的な進捗状況といたしましては以上のとおりでございますが、いずれも年度内の実施設計の完了を予定しております。全体的には平成30年度には、工事着工完了を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

まだこれからの事業実施ということでございますけれども、このほかに今年度は避難所への避難路、物資輸送路としての防災道路や、防災公園の実施設計業務委託費が計上されております。事業の実施は来年度になるとのことでございますけれども、いずれの事業も、先ほどの防災拠点センター事業や車中避難所の事業と同様、用地取得が必要な事業でありますので、速やかに事業が実施されるように、用地関係につきましては万全を期していただきたいというふうに思います。

次に、防災士についてお伺いをいたします。

現在、何名の防災士がおられるのか。また、今後も防災士を増員されるお考えはあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） それでは、自席から失礼いたします。

防災士につきましてですが、昨年度、各地域の駐在区より推選をいただきまして、現在27名の防災士が認定され、認定証の交付まで完了いたしております。今年度

も残る地域がございますので、消防団の幹部、また分団長経験者まで含めましてですけれども、認定をする予定で、その費用については10名分を計上しているところでございます。また、議会後行います駐在員定例会会議でも、また再度お願いをして、推選をいただきたいというふうに考えております。

なお、この防災士につきましては、更新の手続きは不要でございますので、一度認定されれば、その後は継続ということになってまいるということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

現在、27名の防災士がおられるということでございますけれども、この防災士の方が一堂に会されまして、情報交換なり研修会などについて行われたということはあるでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 現在のところ、まだ連携であるとか、会議をもったということはないしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

それでは、防災士の方が現在組織としては何も活動をされていないということだというふうに思います。町として、この防災士は、町の防災組織の中でどのような位置づけで、どのような役割を担っていただきたいというふうに考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 今後、防災士が各地域に存在するようになりましたなら、現在でも27名おられますので、当然連携をとりながら、町全体の防災に寄与していただきたいというふうに思います。議員が今、どういう体制を考えているかという御質問をいただきました。私どもも全体、連携していただいて、行政とも連携をしていただいて、また地域防災計画に新たな組織系統として組み込んで、より一層の防災体制の強化につながればというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

では、現在の自主防災組織の組織状況につきまして、お伺いをいたします。

未組織の駐在区は幾つあるのか。また、防災士はいながら自主防災組織を組織化されていない駐在区はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） この部分につきましては、前回、御質問があったままで変わりがございませんので、ここでちょっと数字を持ち合わせておりませんが、先ほど申しましたように、駐在員会議でさらに推薦をお願いして、防災士の推薦をお願いするとともに、組織についても協力に進めてまいりたいと思います。

地域防災組織の組織化につきましては、私どもの総務係と、その中の防災官が主に精力的にかかわっていただいておりますし、社会福祉協議会とともに、組織化に向けて、さらに全体で組織ができるように、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

この自主防災組織につきましては、これまで何回も議会で質問をいたしました。執行部におかれましても、十分その必要性については認識をされているというふうに思いますけれども、今の答弁を聞きますと、まだ駐在区に自主防災組織の組織ができてないというふうに答弁がなされました。特に、防災士が地域の防災活動のリーダーとして、地域の防災力の向上を図るという役割があるとすれば、防災士がいながら自主防災組織が組織化されていない駐在区にありましては、防災士が中心となって、社会福祉協議会とも連携をしながら、組織の、自主防災組織の組織化につきましても、積極的に取り組んでいただくように、ひとつ促してほしいというふうに思います。また、防災士として必要な知識、技能及び意識を高め、防災士相互の連携を深めることにより、担当地区の地域防災力の向上を図る目的で、防災士連絡協議会を発足させている町村もかなりあります。このような連絡協議会の設置の取り組みにつきまして、今後どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 5番 芹口議員が御指摘のとおり、協議会につきましては、芹口議員が地元、草部地区でも各大字連携して協議会が立ち上げられておりまして、まさしく、これが必要な組織であるというふうに考えております。早急にこういう協議会を立ち上げるように、準備をしまいたいというふうに考えます。

御指摘ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口でございます。

総務課長、私が今お尋ねしたのは、自主防災組織の連絡協議会ではなくて、防災士の、27名おられるならば、27名それぞれの地域の方々の防災士の連絡協議会をつくったらどうかという質問でございましたので、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 大変失礼をしました。

防災士につきましては、情報の交換は当然でございますし、行政の考え方なりを承知いただくという部分でも大変必要なところというふうに思いますので、先ほど勘違いをいたしまして、防災組織というところで御答弁をいたしましたけれども、防災士についても、様々な向上のために協議会を立ち上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口でございます。

防災士27名が委嘱をされているのであれば、十分その役割が果たせるような取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、町に防災官が配置をされておりますけれども、この防災官はどのような役割を担っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 防災官につきましては、現在2代目と申しますか、お二人目になりますけれども、今年5月から新たに岩下幸夫様に着任していただいております。御存じのとおり、阿蘇広域消防組合で消防の業務にずっと従事されておりました、消防活動における適切な助言や指導について期待をしているところでございますし、着任早々から精力的に活動をしていただいております。

当初考えておりましたのは、避難所の運営、防災組織、消防団の指導というものを念頭に発令をさせていただいたというところでございます。着任後は、各地域の自主防災組織や学校等の防災訓練に参加していただいて、十分知識や経験をお持ちでございますので、訓練実施における助言指導、それから防災力の向上に努めていただいております。今後はさらに消防団及び防災士等の各地域の自主防災組織と連

携をとっていただいて、町全体の防災の強化に努めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口でございます。

次に、平成27年度に地域防災マネージャー制度が創設をされましたけれども、これにつきまして承知をされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 地域防災マネージャーにつきましては、そういう制度があるということについては承知をいたしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

この地域防災マネージャーは、自衛隊在職中に防災危機管理に関する専門的な教育を受けまして、実践力や危機対応能力に優れた自衛隊退職者を採用、配置した場合、人件費の一部が特別交付税の交付対象になるというものでございます。現在、この地域防災マネージャーを雇用、又は雇用を検討中の市や町が幾つかあるようでございますけれども、これは武力攻撃自体等があった場合に、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の法の措置を的確かつ迅速に実施するために、平成26年度にこのように高森町国民保護計画が策定をされております。この計画を計画どおりに実施するにあたっては、やはり地域マネージャーのような専門的知識を持った人材が必要になってくるというふうに思いますし、特に最近では、北朝鮮を取り巻く環境は緊張の度を増しております。この制度に期待するものとして、地域防災マネージャーは防災に特化したものではあるが、それのみに止まってはならない。国民法という観点からも、地域防災マネージャーには、国家の意図を組んで活動することが期待されるというようなことも述べられております。

このような観点から、自然災害の発生の状況、また現今の国際情勢の状況も含めて、この制度を将来、採用されるかどうか、どういってお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 今、5番 芹口議員がおっしゃいましたとおりの内容で、地域防災マネージャーというものが、制度が設けられたところでございますけれども

も、現在、県内においては、熊本県及び熊本市でそれぞれ1名が採用、配置されている状況でございます。本町も前防災官が自衛隊出身の方でございましたので、地域防災マネージャーとして配置ができるかどうか検討いたしましたけれども、勤務時間とか資格などの理由で、そのマネージャーという形では配置ができなかったところでございます。議員がおっしゃいますように、昨今、非常に武力攻撃とかの心配もでございます中で、今後いろいろな情報を集めたり、指導をいただきながら、この地域防災マネージャーの配置については、検討していかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

この地域マネージャーの採用については、今後考えていかなければならないというような答弁もありました。

では、今あります地域消防団、それから先ほど言いました防災士、防災官、それから地域自主防災組織、そして対策本部となる町が、災害発生時にそれぞれの役割を果たし、相互に連携しあって、十分に防災機能が発揮できるような、そういった組織系統づくりをきちっと行っておくことも必要だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。この防災計画書を見まして、そういった組織系統の記述がございませんので、あえてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 防災計画に組織図がないということでございますけれども、今まで防災士、それから防災官、防災士につきましては以前はございませんでしたので、その連携について明確にしていない部分があったというのは誠に申し訳ないというふうに考えておりますし、今後、避難、例えば災害による避難が発生したときに、各防災組織自体も自助という形で、いろいろお願いをしないといけないというふうに思いますので、新たにそういう体系づけたものをつくらなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

ぜひ、組織系統についてはきちんと定めておいて、いざというときに備えてほしいというふうに思います。

9月1日は防災の日でした。各地で防災訓練が行われました。中には地震や大雨の自然災害だけでなく、ミサイルの被害を想定に加えて、防災訓練を実施した自治体もありました。

そこで次に、全町的な、総合的な防災訓練の実施について、お伺いをいたします。

12月の議会におきまして、情報通信体制の確認も含め、大規模災害を想定した全町的な防災訓練を行うことが必要ではないかというふうに質問をいたしました。総務課長は、「消防団や関係機関とも協議し、実施したい」と答弁をされましたが、未だに実施されておられません。訓練をされるお考えをお持ちかどうか、お伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 防災訓練の実施についてでございますが、今回、災害に対する防災訓練につきましては、11月に例年実施しておりました非常呼集訓練を、大規模火災に伴う防災訓練に代えて、行う予定としております。また、内容としましては、大字高森地域内及び大字津留地内の2地区で、住宅密集地で火災が発生したことを想定して、消防団のポンプの連結による放水訓練、及び自主防災組織で自助、共助による避難訓練を実施していただきたいというふうに計画をしているところです。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

ただいまの大火災を想定した防災訓練を実施するという答弁がありました。一歩前進かというふうに思いますし、訓練の成果を期待しております。

しかしながら、火災の発生は未然に防ぐこともできますが、自然災害の前には人間は無力でございます。本町は自然が豊かであります。裏を返せば、自然災害に見舞われやすいというようなことも言えるというふうに思います。特に、最近では地球の温暖化によりまして、雨の降り方も局地化、集中化、激甚化しております。今年も福岡県の朝倉市や大分県の日田市をはじめ、日本各地で豪雨災害が発生しております。このような自然災害が発生した場合、住民の避難誘導、避難舎の設置、そして保育園や幼稚園児、小中学校の児童生徒の安全確保など、防災計画のマニュアルどおりにいくのか、資材や機材は有効に機能するのか、また、消防団、防災士や自主防災組織との連携がうまくいくのか、また、警察や広域消防との連携はどうかなど、訓練をすることによって課題も出てきますし、想定外のことも出てくると

いうふうに思います。訓練でできないことは、本番ではできませんので、ぜひ関係機関一体となった全町的な、また総合的な防災訓練を来年度にも実施される考えはないのか、再度、総務課長にお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議員御指摘のとおり、最近の自然災害は想定をはるかに超える大災害となっております。私も朝倉市に行って、実際、現状を見てまいりましたけれども、対応能力があったかどうかというよりも、はるかに想定を超えた被災であったというふうに考えております。議員がおっしゃいますように、訓練でできないことは本番では当然できないということでございますので、新たに全体的な、先ほど防災計画の組織系統図の盛り込みにもつながってまいりますけれども、そういった形で訓練をしなければならないというふうに、改めて考えるところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

ぜひ、実施されるように今後進めていただきたいというふうに思います。

次に、道路の愛称制定について、お伺いをいたします。

今年も10月には、こども議会が開催されますが、26年のこども議会で、東中学校の生徒が「高森東校区活性化プラン」として、草部吉見神社と産山をつなぐ道を「阿蘇の野の花の道」として、ひめゆり交差点、りんどう交差点、ゆうすげ交差点として看板を立てる。その効果として、地元の方も道案内をするのが簡単になる、素敵な名前の道として有名になり観光客が増えるというような提案がされました。

町長も、「広域的な合意形成が必要となりますが、やろうと思えばできます」といったような答弁をされております。私もなかなかいい提案だと思ひまして、建設課に「この提案を採用したらどうか」と言ったこともありました。なぜ、この時期に、この件について質問をするかと言いますと、昨年の中東地震で、国道57号線及び俵山トンネルが崩落いたしました。その際、熊本への迂回路としての道路を、ミルクロード、またはグリーンロードという言い方が、マスコミをはじめ一般的でございます。ミルクロードは、正式には県道339号線北外輪大津線でありますし、グリーンロードは阿蘇南部広域農道というふうになっております。やはり、正式名称より通称、また愛称名で言ったほうがシンプルでわかりやすくでもあります。そ

ここで、道路に看板を立てることは、いろいろと制約もあるかというふうに思いますが、道路に愛称を付けることについて、もちろん関係町村との協議が必要でしょうが、手続きなり制約等はあるのか、建設課長にお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。

5番 芹口議員の御質問にお答えいたします。

道路の整備については、近年、いかにつくるかといった作り手の視点、いわゆるハード面に加え、いかに活用するかといった利用者側の視点、いわゆるソフト面にも重視をおかれるようになってきております。そのソフト面の具体例として、道路に愛称を付けることで、地域と結びついた親しまれる道路を目指すものとして、1980年代に、現在の国土交通省の前身である建設省の道路局が提唱して、全国の自治体に普及した「道路愛称事業」があります。道路には、公称・愛称・通称という3つの言葉が使い分けられています。公称とは、法律によって決められる公式名称、いわゆる路線名であり、愛称とは、愛称事業によって命名されたニックネーム等であり、また、通称とは、愛称が付けられる以前に、地元等で使われた名称であると定義されております。市町村道及び農道、林道に付けられている愛称について調査をいたしました。市町村道については少数で、愛称が付けられている路線については、農道、林道が大多数でありました。市町村道で愛称が付けられている例としましては、先ほど芹口議員がおっしゃいましたように、隣の南阿蘇村から西原村に抜けるグリーンロードがありました。南阿蘇村にお聞きしたところ、この道路につきましては、当初、農用地整備公団が施行し、畜産用道路として活用されていましたが、平成10年ごろに旧久木野村、西原村へ移管されることになり、一部県道も関係することから、県と2村で公募を行い、グリーンロードという名称が設定されたようです。さらに、今はバイクツーリングでの通行が盛んになり、バイクレーシングライダーの世界第一人者の名前にちなんで、ケニーロードという別称も付いているようであります。また、県道339号線につきましては、先ほど芹口議員がおっしゃいますように、通称でミルクロードと呼ばれております。

次に、農・林道については、農林政策課の後藤課長にも調査に大変御協力をいただきましたが、広域農道、林道については、これまで大規模な農・林道において愛称を募集し、命名されてきました。阿蘇地域振興局農地整備課や林務課に問い合わせたところ、愛称募集及び決定については、その農林道の管理者においてできることから、県などに届け出る必要はないということでありました。ただ、過去の一例

から、広域農道やスーパー林道は県営事業で整備されますことから、開通以前に愛称募集がなされ、開通し、市町村が管理者となったと同時に、愛称を公表するのが一般的となってきたようです。このように、愛称を制定する場合には、道路法、道路施行令等に規制はなく、愛称制定の手順といたしましては、管理者が愛称の公募を行い、愛称名、愛称の理由等の提出を、郵送、FAX、また電子メール等による方法で募集するのが、これまでの通例になっているようであります。

以上、答弁といたします。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

ただいま建設課長から、詳しく道路に愛称や通称名を付けることにつきましての答弁がございました。余り法的な制約はないように感じをしたわけでございます。町長がこども議会で答弁されましたように、やろうと思えばできるというような感じも持ちました。

今回、質問をしております路線は、国道57号線の阿蘇市波野の小地野から、国道325号線の永野原を結ぶ路線であります。正式には、阿蘇市側のほうが森林基幹道阿蘇東部線、高森町側が町道永野原河原線ですが、ほとんどこの正式な路線名は知っている方はおられないというふうに思います。この路線は、国道57号線、国道325号線を結ぶ道路で、産業、経済、観光面でも重要な役割を担っておりまして、交通量も多い路線であります。この路線に愛称を付けることによって、こども議会でも提案があったように、道案内も簡単になりますし、素敵な名前の道路として有名になる可能性もあります。まさしく、その効果は十分期待できるというふうに思いますし、それとともに、将来この路線を、仮に県道に昇格させるとした場合、国道57号線の小地野から、国道325号線の永野原まで、林道と町道という2本の道路ではなく、一体的な1本の道路として要望していくためにも有効になるのではないかとこのように思います。この道路に愛称を付けることに対しまして、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 芹口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

道路の愛称制定についてでございます。以前もお答えいたしましたように、御案内ありましたとおり、やろうと思えばできるということでございます。議員がおっしゃるように、今回の熊本地震の経験によって県民の方は、非常に長い道路の名前よりも、通称、愛称で呼ばれる道路の名前のほうが覚えられた、そして、情報の発

信と同じく情報の共有ができたのではないかと考えております。テレビ、ラジオ、いろんところでケニーロード、もしくはグリーンロード、ミルクロードというように、そして情報を発信する側も、ミルクロードは渋滞、何はこうだっということができましたし、非常に私は議員がこのタイミングで、再度御質問をいただきことに関しましては、非常にいいタイミングでアドバイスいただいているなど思っているところがございます。これは、芹口議員が以前、最初のまだ私が就任した何年目かのところで、永野原河原線の県道昇格についても御指導いただいたところがございます。私は、今回やはり愛称でこの道路を、愛称で募集、公募をかけるべき。ただ、そこには一つやり方、仕方という問題がありまして、今、議員がおっしゃるように、阿蘇市との協議が非常に必要になってくるのではないかと思います。それと同時に、将来の県道昇格につきましても、これは高森町側は準備万全でございます。阿蘇市側がまだまだ時間がかかるということもございますが、やり方としてはいろんなやり方もあるというふうに私自身も把握いたしておりますし、熊本県側は、私が聞いているところによりますと、阿蘇市側に県道の昇格の打診等も水面下でお話もなされた。しかしながら、なかなか条件が揃わないというところもございます。ですから、あえてここで阿蘇市としっかり、ほかの自治体と協議をもって、愛称等をやらないかという協議というのは、非常に私は将来の県道昇格に向かっても、有効性があるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

すみません。最後であれば、ちょっとその前に総務課長より、最初の防災計画についての答弁の中で、補足説明したいという申し出がっておりますので、許可したいと思います。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 5番 芹口議員からお尋ねがあった中で、数字を持ち合わせておりませんということで、大変失礼いたしました。自主防災組織の組織数、それから防災士の現在の認定数でございますけれども、昭和地区を1つと考えたときに、18駐在区が13の防災組織を組織しております。ですから、15駐在区では防災組織がまだ未組織の状態でございます。ただ、この15駐在区のうち、6駐在区には防災士が認定をされているという状況でございます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

道路の愛称の制定につきましては、ぜひ実現できるように検討をお願いしたいというふうに思います。

また、私はこれまで幾度となく防災について質問をしてきました。災害のたびに行方不明となった肉親の捜索を見守る人の姿等をテレビで見るたびに心が痛みます。どんな自然災害が発生しようとも、高森町からは一人の犠牲者も出さない、そんな取り組みはどんな政策よりも優先されるべきだというふうに思います。町長も議長も、挨拶の際はよく住民の安全、安心を言われますけれども、やはりそのためにも、全町的な総合的な防災訓練をぜひ行われますように、重ねてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時5分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

今回の質問は、8月に発行した議会だより「絆」で要望のあった乳がん検診にも、個別検診での助成対応はできないのかという町民の声と、国民健康保険事業の現状について、質問をいたします。

まず、初めに、乳がん検診について質問をいたします。

私は現在、議会広報特別委員会の委員の一人として、議会だより「絆」の編集・発行に携わっております。6月議会終了後の「絆」では、新しいコーナー「町民の声」を設け、2名の方から投稿をいただきました。その一人の方からの要望を一般質問として、質問させていただきます。

投稿された内容を見ますと、「子どもの医療費助成拡大など、子どもを育てやすい町になってきていると思う。そして、私たちのような小さい子を持つパパ、ママも、健康で暮らしやすい町になることを望む」とありました。特に、芸能界でがん

や病気のことが公表されるニュースを耳にされ、自分と重ね合わせ、自分の体についても考えられるようになったものと思われます。本町でも、住民健診事業に力を入れられ、国が推奨する年齢制限や対象内容の見直し等、健診受診の改善に努められておられます。ただし、掲載のあったように、現在の乳がん検診の助成状況は、住民健診時のみの助成となっており、子宮頸がんの個別受診同様の対応を強く望むとありました。そこで、まず、この掲載を御覧いただき、どう感じられたのかお聞かせください。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 3番 後藤議員の質問にお答えします。

私も今年、住民健診の受付業務を草部地区、色見地区、高森地区において、計4日間行いました。確かに、中高年齢は多かったと思いますが、若い人の受診は少なかったと感じます。特に、子ども連れの方はまれであり、議会広報の御意見のとおり、小さい子ども連れの方々については、厳しいものがあったと感じたところです。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。自席から質問を続けます。

ただいまの答弁では、課長自らが住民健診の受付業務を行い、若い人の受診や子ども連れの方が少なかったと感じられておられます。まさに、今回投稿いただいた方の要望がそこにあるのではと思います。

では、ただいまの率直な答弁を踏まえ、町の今後の対応はどうされるのか、お聞かせください。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 自席から答弁させていただきます。

乳がん検診につきましては、住民健診と併せて行っています。昨年までは、国が推奨する40歳以上の方を対象として行っていました。また、40歳以上の方につきましては、クーポン券を発行して乳がん検診を推進しているところです。本年度から乳がん検診の対象年齢につきましては、町民の方々等の要望もあり、30歳からを対象とし、年齢も引き下げたところでもございますが、住民健診時のみの対応となっています。これは本町においては、40歳以上の特定健診のみでなく、二十歳以上の一般検診を行っている関係で、がん検診のみでなく、全体的な健康検診をしていただければと考えたところでもございますが、今後、今年度の受診状況を点検しながら、皆さんの意見を聞き、乳がん検診を含めたがん検診につきましては、科学的根拠に基づき、対象年齢や受け方等を検討したいと思っております。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

ただいま、本年度の受診状況を点検するとともに、皆さんの意見を聞き、乳がん検診を含めた検診について、科学的根拠に基づき、対象年齢や受け方等、検討したいとの回答でありました。ぜひ、多くの住民の方が住民健診や個別検診を受診され、健康で暮らしやすい町になることを、私からも強く望みます。

次に、国民健康保険事業の現状について質問をいたします。

私自身、国民健康保険の被保険者で、今後の国保事業には大きな関心を持っております。そこで、国民健康保険事業の平成28年度運営状況及び平成30年の国保制度改正について伺います。

まず、国民健康保険事業の平成28年度運営状況について伺います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） まず、国民健康保険事業の運営状況につきましてお答えします。

平成28年度の国保特別会計は、約13億円の予算規模で運営しています。内訳を概略で申しますと、歳入について、国・県の支出金が約4億円、30%、社会保険診療支払基金からの交付金が約2億5,000万円で20%、国民健康保険連合会からの交付金が約2億9,000万円で22%、町からの繰入金が基準内外合わせて1億6,000万円、12%、諸収入が約1,000万円、1%で、皆さまから納めてもらう国民健康保険が約1億9,000万円、15%であります。繰入金につきましては、平成25年度から一般会計の基準外繰入を行っております。これは、国民健康保険特別会計基金が平成15年ごろには、約1億5,000万円ありましたが、必要に応じて国民健康保険への繰り入れを行い、平成24年度においてはほぼ基金がなくなりました。平成28年においては、約8億5,000万円の繰り入れを行いました。

歳出については、保険給付費が約7億円、共同事業拠出金3億2,000万円で、いずれも医療費支払いに関するもので、全体の約80%を占めています。残りは後期広域連合に支払う後期高齢者支援金や、国保連合会に支払う介護納付金となります。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

まず、今年度という28年度の会計が13億円というふうにお話がありましたけ

れども、以前は9億から10億ぐらいだったのが、逆に被保険者数は多分、ほかの会社に勤められて厚生年金等がありますから、社会保険等がありますので、減っている中でやはり13億円に上がったということは、相当医療費に依存している状況か伺われます。

そのような中、ただいまの答弁では、国民健康保険特別会計基金、これは平成24年度にはぼなくなり、近年は一般会計からの基準外繰入で運営しているとのことであります。私が思うには、運営上、必要であれば、その都度保険料の改定や保険基盤安定のためにも、基金を蓄えて運用する必要があったのではないかというふうに思っております。それがなされず、基準外繰入をされているということではありますが、なぜこういう経緯になったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 自席から答弁させていただきます。

国民健康保険税につきましては、平成28年度に保険税率を改正しております。

その後については、町の国保運営協議会でも協議しましたが、様々な事情により改正は行われなかったものと思われまます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁では、28年と言われましたですか。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） すみません。20年度ですね。20年度に保険税率の改正をして行っており、その後については改正を行っておりません。

訂正させていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

答弁では、平成20年度に保険税率を改定し、その後は様々な事情により改定を行わなかったとのことであります。ここで、再度申し上げます。保険基盤を確定する保険料であります。その保険料により、国・県の支出金が確定し、町からの基準内繰入が行われると思っておりました。しかし、答弁にもありましたように、様々な事情により改定が行われなかった。このことについては、私も以前役場におりましたので、いろいろな事情が起因しているものと思っておりますが、このことにつきましては、あとの質問と関係がありますので、この質問はここで終わらせていただきます。

次に、新聞等で平成30年に国民健康保険制度の大幅改正が予定されているとの

掲載を耳にしましたが、その改正内容について、わかる範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 今回の改正のポイントは、国民健康保険運営の見直しと国保の財政基盤強化になります。

まず、国保運営を県と町で共同して運営することになります。そのことに伴い、財政基盤強化と低所得者への多い保険者へ支援の拡充や、医療費適正化等に積極的に取り組む保険者への財政支援の拡充として、国から全国で毎年3,400億円の公費投入が行われると聞いています。市町村が行う事務については、現在と余り変更はありませんが、熊本県が安定的な財政運営、市町村国保事業の効率的な実施確保、その他国保事業の健全な運営についての中心的な役割を果たすことになります。国保運営方針を策定し、市町村ごとの国保保険給付費と交付金の交付及び国保事業費納付金の決定、徴収、並びに市町村ごとの標準保険料率の算定、公表を行うこととされており、今月末の熊本県国保運営協議会を経て公表予定と聞いております。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただいまの答弁で、詳細につきましては、今月末の熊本県国保運営協議会を、市町村ごとの標準国保税率等の公表が行われるということでありますので、その公表内容を私自身も見守りたいと思っております。

ただ、ここで町民の方々の一番の関心事は、本町の国民健康保険税は上がるのかということであろうと思われまます。わかる範囲内で結構ですのでお答えください。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 先ほども申し上げましたが、本町においては約10年間保険税の変更はあっておりません。しかし、医療費等は当然上がっていますので、県が示す試算は上がるものと思われまます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

本町においては、ここ10年間、保険税の改定は行っていない。ただ、今思われるのは、医療等は毎年上がってきている。この関係で県が示す試算は上がるのではないかという答弁であります。先ほども申しましたとおり、住民の関心事は保険税が上がることにあります。このことについては、早くから情報の収集に努められ、住民への周知を行うとともに、保険税納入に努めていただくようお願いしたいと思います。

次に、年々高騰している国保特別会計で、運営上、財源の基礎であります保険税について伺います。

平成28年度一般会計特別会計決算審査意見書では、国民健康保険特別会計の審査にあたり、国保税の滞納額が5,692万2,585円と大変高額であり、その事務処理に担当職員は努力されているが、昨年も申し述べたように、国民健康保険業務の円滑化と推進に努めるため、保険税の賦課徴収事務と医療給付事務、健康保険事務の業務内容を分離されたら、さらに業務が推進されると思われると思われと述べられております。

そこで、平成28年度末の収納状況について、過去5年間の収納状況、そして監査意見書にある保険税の賦課徴収事務と医療給付事務、健康保険事務の業務内容を分離することに対し、担当課としての考えをお答えください。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 3番 後藤議員の質問にお答えいたします。

過去5年間の徴収率について、お答えします。平成24年度から報告をさせていただきます。現年度徴収率94.2%、過年度徴収率8.6%です。平成25年度現年度徴収率95.7%、過年度徴収率12.7%、26年度現年度徴収率94.4%、過年度徴収率14.0%、27年度現年度徴収率94.5%、過年度徴収率17.7%、平成28年度現年度徴収率95.2%、過年度徴収率20.7%です。28年度につきまして、具体的に申し上げますと、現年度への調定額1億8,339万5,100円に対して、収入額、つまり徴収した金額ですが1億7,454万7,544円で、未収入額が884万7,556円となり、以前のですね、過年度の繰越金と合わせて、滞納金が3番議員のおっしゃいました5,692万2,585円となります。

また、税の賦課徴収事務まで健康保険係で行っているところは、県内でもまれであります。税に関する事務については税務課で対応し、国保制度改革の保険者努力制度の特定健診、特定保健指導等に重点を置くべきものと考えます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 徴収率につきましては、現年につきましては95%ぐらいは毎年達成できているということでございますが、過年度分につきましては、20%に満たない徴収率ということで、そういったことが高額な滞納額を発生した要因だと思われまので、思い切った事務体制の変更も必要と感じております。この問題につきましては、本定例会初日にも、各議員から質問が出されているところであり、今後さらなる徴収率のアップと、不納欠損を出さないよう、なお一層の努力をお願い

いたします。

さて、最後の質問、町長に答弁をお願いいたします。

先ほども申し上げましたとおり、平成28年度一般会計特別会計決算審査意見書で、国民健康保険特別会計の滞納額が5,692万2,585円と大変高騰している。この問題や、保険税の賦課徴収事務と医療給付事務、健康保険事務の業務内容を分離することはどうかということは、意見書等あげられております。さらには、平成10年5月に発覚した元職員による国保払戻金等の着服事件について、今日においては過去の事件のようで、今や頓挫しているように見受けられる。本件は計画的な犯行行為であり、年月を経過しても許し難く、不祥事の賠償請求は今後とも遅滞なく継続実行されるよう、強く望むとあります。特に意見書の中で、頓挫しているとの表記には驚きを感じました。この頓挫の意味を辞書で見ますと、勢いが急に弱まる、また計画や事業などが途中で遂行できなくなる、とありました。この国保払戻金等の着服事件については、来年度、平成30年度で事件発覚から20年が経過することとなりますが、この間、担当職員には大変な御苦勞があったものと思われまます。また、先ほども答弁いただきましたが、ここ10年間、国民健康保険事業の保険料等の改正ができなかった要因の1つとも私は思っております。さらに、この問題が平成30年の国民健康保険制度の大幅改正にも、さらなる影響を及ぼすことはもちろんのこと、今後の国保運営上においても、避けては通れない問題と考えます。この問題につきましては数年前にも質問をし、当時町長のお考えを伺いましたが、あれから数年が経過し、様々な状況の変化もあろうと思いますが、現在の町長の考えをお聞かせください。

併せて、これも意見書でありました滞納額解消のため、賦課徴収と一般事務の分離することについて、町長の考えを再度お聞かせいただきたいと思えます。この分離につきましては、先ほど、本日の冒頭、町長のほうから少し触れられましたけども、その考えをもう少し明確にお願いできたらというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

元職員による国保払戻金着服事件の弁済金対応の町長の考えというところでございます。以前にも御質問をいただきました。先ほど、この質問にお答えする前に、議員さんが、やはり議員としても許し難いというお考えを述べられましたし、職員として長く勤められておりましたので、この件に関しましても、非常に当時から考

えられたことかなというふうに考えております。平成30年度で20年経ちます。町民の皆さまにこの20年間、御心配をおかけしてきております。当時の首長さん、そしてまた、それから以降の町長さんも、また議会議員の皆さまも職員も、当然この件に関しましては、社会で刑事事件として立件をされた事件ですので、しっかり戒めとして心に刻んで、特に職員においては、これまで先輩方から受け継いだ手法も含めまして、しっかりこの少しでも弁済できるような体制をとってきておりますし、私が町長に就任させていただいたあとも、先輩方と同じ考え方でここまで来たところがございます。ただし、時が20年経ちます。国保の改正もあるでしょう。そして、先ほど議員がおっしゃったように、この件が今後住民が支払う税の金額等々に、そこに何がどういうふうに左右するか、また、若しくはこれまで協議会でそこが語られてきたのかっていうのは、私自身が協議会に参加しているわけではございませんし、知っているところではございません。現在、やはり不動産等々も抵当も付けておりますし、競売等々も議論をいたしました。この競売をするにも経費が相当かかると。これは御承知のことだというふうに思います。一気にこれを解決する方法はございません。請求を継続を続けていくこと、粛々とこれまでと同じようにやっていくこと、これ以外は私はこの事件に関しまして、対応する術はないというふうに考えております。ぜひ、議員の御意見も私の答弁のあとに、参考として私はお聞きしたいというふうに考えております。

また、もう1点でございます。この組織の再構築に関しまして、これは後藤議員が1年以上前から私にもアドバイスをいただいております。滞納徴収のプロジェクトチームを立ち上げて、24、25、26とゼロベースで頑張ったところもございしますが、当然、管理ができてない部分、時効の管理ができてない部分、国保に関しては特にその部分が明確になってなく、非常に御心配をおかけしたところもございましたが、それをよりしっかりするためにも、組織の再構築は必要というふうに考えております。これは、専門係をもう導入、配置している自治体も非常に多いわけです。これは非常に熟知した専門の徴収係を入れているところがございますし、先ほどおっしゃいましたように、私が答えたように、例えば国保でいうと、資格、給付と課税徴収と、別係に分けて配置をしていくということ、課のほうには協議するように、そしてまた、総務課長のほうにもそのようにやっていくということも、今後しっかり指示をしてまいりたいというふうに考えております。そのことによって、少しでもこの課税徴収が進むことというふうに考えておるところでございます。

また、私自身、これは先輩方が多分やられてきたことだと思いますが、高森、当町の場合、やっぱり農業者であったり、自営業者が多いわけですので、役所が定める時間どおりになかなかそれは持ってきていただくということができない方も多々いらっしゃるのではないかと思いますし、そういう納めやすい体制、時間、受け付ける時間だったり、そういう環境のやはり、その設定というか、その部分もしっかり今後は考えていくべきじゃないかというふうに考えているところでございます。また、そのことをしっかり広報しなければ、住民の方に広報して共有していただかなければ、知らなかったというふうになりますので、そこもしっかりしていきたいというふうに考えております。

また、質問の1番で大変いい質問をいただきました。乳がんの検診の助成に関しましては、高森町といたしましては、今後多くの皆さまに受診していただくために、個別検診の助成を行いたいというふうに考えております。予算が伴うことですので、議会にいつの日かお諮りしたいというふうに考えております。町民の皆さまに2年に1度の検診を推奨したい。受けやすい時期に、受けやすい場所で受診をしていただくということが、そもそものきっかけに、形になるのではないかとこのように考えております。また、議員が御承知のように、一方では、やはりこのがん検診、すべて乳がん検診だけでなく、がん検診100%というのはございません。メリット、デメリットもあります。肝心なことは、やはり定期的な高森町がこれまで質を上げてきた住民健診に参加をしていただくこと、それと御自身で何か異常を感じたときには、なるべく早く外来を受診していただくこと、このことが私は基本になってのがん検診の助成になるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 町長さんには、答弁ありがとうございました。

特に1番目に質問いたしました乳がん検診については、私たちが期待していたような答弁をいただきまして、多分、これをテレビで見られる方も「ああ、良かったな」と思われているんじゃないかなと思います。

それから、国保の払戻金の着服事件につきましては、今後も請求を続けて対応をするということで、やはり税の公平性を保つ上でも、やはり等しくやっぱり請求していただくということが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さらに、徴収体制については、専門職の配置も考えて、今後対応していきたいという力強い御答弁をいただきましたので、ぜひ、滞納者が、滞納額が減るように、

さらなる努力をしていただきたいと思います。

現在、T P Cでこの模様は放映されていると思いますので、この、今日の答弁をT P Cで御覧いただいた町民の皆さまも、特に国保払戻金のことにつきましては、納得されたんじゃないかなというふうに感じております。いずれにしましても、本町の高齢化率は今後ますます進み、医療制度の利用者の増加が予想されます。病気にならない予防策はもちろんのことでありますが、病気になっても安心して暮らせる町づくりのために、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君の質問を終わります。

6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

本日最後の質問でございます。

私は今回、町民の健康推進体制について、特に住民健診の受診及び健康指導の状況。2点目が、健康管理に関する町の助成の現状について質問をいたします。

健康が第一、健康が宝と年を重ねるたびに、ひしひしと感じていますし、各種病気の予防対策の、またその病気の早期発見、早期治療の1つとして、今年も各地域で住民健診が行われたところであり、今後10月まで健診がある予定であります。住民健診については、国が進める医療制度改革の一つとして、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病や脳血管障害の予備軍である内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病予防に特化した特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務付けられることになっていきます。

そこでまず、今年の住民健診の受診率と、過去の受診率の推移の報告をお願いします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 6番 立山議員の質問にお答えします。

今年の受診率と過去の受診率についての御質問ですが、平成28年度については、10月ごろに法定報告の数字が発表されます。また、本年度においては、10月22日に最終の健診日を設けていますので、現在町で把握している数字を報告させていただきます。平成25年度は43.5%、平成26年度が47.1%、平成27年度が49.6%、平成28年度が、先ほど言いましたようにまだ法定数字ではありませんけれども、把握している数字が50.1%、平成29年が現在のところ41%となっています。ちなみに、国が示すところの目標率は60%以上となっています。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

受診率アップの方策と今後の展開についてお尋ねします。

今の課長の報告を聞きますと、大体40%台で推移していて、なかなか受診率のアップが難しいようです。そこで、毎年受診率をアップさせるためにどのようなことを行っているのか、お尋ねします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 自席から答弁させていただきます。

受診率アップの方法と今後の展開ということでございますが、前年度までにおいて、検査値が一定以上で未受診の方につきましては、個別訪問を行い、受診の勧奨を行っております。また、過去3年間一度も健診を受けていない方につきましては、文書による受診勧奨の通知を行っております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今までどおりだと、今までどおりの数字しか出ません。特に、国が目標を示しておる60%台、本町と比べると約20ポイントの差があるわけでございますので、新たにどのような取り組みを計画されているのか、お尋ねします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） お答えします。

未受診の方に、戸別訪問や文書による受診勧奨の通知を行っておりますが、その際によく言われる理由が、「病院にかかっているので健診は受けなくてもいい」ということをよく言われます。そこで、今回の補正予算にも計上しておりますが、病院にかかっている人の医療機関からの健診結果を提供してもらうため、新たな取り組みを計画しているところです。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、医療機関からの健康結果を提供してもらうとの取り組みを計画している答弁でしたけれども、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、健康指導でですね、町ではどのような健康指導がなされているのか、状況説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康指導については、健診結果の配付の際、個人ごとに説明を行っております。また、保健指導が必要な方におかれましては、定期的に家庭訪問を行っております。

特定保健指導、これは内臓脂肪を有し、血圧や糖、脂質が高い人に対し、生活習慣を見直し、脳梗塞や脳疾患、人工透析への移行を予防しようとするものです。現在40%の実施率ですが、国の目標は60%以上となっています。健診を受けるだけに終わらず、そこから病気を予防するための保健指導をぜひ受けていただきたいと思ひます。

本年度、ふるさと納税寄附金で健康推進のための公用車を2台購入していただきました。また、保健士6名、栄養士2名と指導体制も充実しておりますので、何でも御相談いただきたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、課長の答弁だと、健診を受けるだけに終わらず、そこから病気を予防するための指導体制が整っているのひ、保健指導を受けていただきたいということひござひます。ぜひともこの保健指導を受けて、町民の皆さんは受けていただきたいと思ひます。

続きまして、健康管理に対する町の助成について、現状をお尋ねします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 6番 立山議員の質問にお答えします。

まず、医療費についてひござひますが、平成27年度から敬老祝い金を3,000円から2,000円に減額をお願いいたしまして、その財源を基に、中学生であったものを高校生まで無料化にしました。また、町の病院につきましては、現物払いを導入いたしました。この制度は、受給者証を掲示すれば、現金を払わなくても受診できる制度ひござひます。本町においては小児科がありませんので、山都町の山口病院にも適用してあります。

次に、住民健診につきまして、昨年度までの個人負担金1,500円を、本年度から1,000円としてあります。また、特定健診以外にも、二十歳から39歳を対象とした一般健診を、国保加入者以外の方にも行っています。この二十歳からの健診は県下でも珍しいものと思ひます。

がん検診につきましては、本年度から受けやすい体制に変更してあります。乳がん検診につきましては、40歳からであったものを30歳に引き下げました。また、子宮がん検診につきましては、病院での受診も可能といたしました。前立腺がん検診は、40歳以上の方について、約半額800円の補助を今年度創設しました。また、大腸がん検診については、60歳から63歳を対象としていましたが、本年度は50・55・60・65歳の節目と、かかりやすい年代を中心に、郵送法による

検診の機会を拡大しています。死亡原因のトップであるがんに対しては、いかに早期発見するかが鍵となります。このように、町民の方々の健康推進のため、受診しやすい制度を設けていますので、がん検診の受診をお願いします。

ちなみに、10月22日の日曜日、高森総合センターで行いますので、今年まだ受診されていない方につきましては、ぜひ受診していただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、10月22日、来月、まだ住民健診を受けていない方は、日曜日ですかね、22日。総合センターで行うということですので、まだ受診されていない方はぜひ、課長の答弁にもありましたように、受診していただきたいと思えますけれども。今、テレビを観ていらっしゃる方は10月22日ってわかりましたけれども、これも含めて、各種がん検診の助成金等、課長が述べられましたけれども、このようなことを町民への周知ですね、どのような方法でなされるのか、お願いします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 回覧による周知はもちろんですが、これまで以上にTPCによる周知を行いたいと思います。

先日、今年の健診の反省会を行いました。その中でポスターを作成しての周知や、複家庭に配付する封筒に工夫を凝らし、PRしようとの意見も出ておりました。今後、係と担当係と相談しながら周知に努めたいと思います。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 周知に努めていただきたいと思えます。

次に、先の5月に議会報告会がございました。その折に、以前あった人間ドックの助成金を復活させてほしい旨の御意見がありましたが、助成をやめた理由について説明願います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 人間ドックの助成は、平成22年度から中止をしております。当時は、平成17年度から21年度までの三位一体改革による高森町行政改革の集中改革を行っている時期であり、町立保育園の統合、職員削減、各施設の民間委託等の推進を行っていた時期でもあります。当然、助成金、補助金の見直しも行われ、各種補助金の削減も行われました。そのことと併せ、平成24年4月から40歳以上の特定健診制度が創設されたことに伴い、廃止されたものと思えます。その際、針・あんま・灸の助成も廃止されております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、やめた理由について課長が述べられましたけれども、この人間ドックの助成金ですね、これ復活させる計画はあるのかないのか、お聞かせ願います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 平成19年度の予算の積算書、予算書を見ますと、一日ドックに2万6,600円、二日ドックに4万2,000円の助成を出していたようでございます。一日ドックに25名、二日ドックに40名と予算上はなっています。人間ドックの助成を復活するかどうかは未定であります。あくまで基本となるのは住民健診でありますので、住民健診との関係を調整を図りながら、今後検討していきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今後検討するということですので、十分検討していただきたいと思っております。

最後に、今、住民健診の受診及び健康指導の状況、健康管理に対する町の助成の現状について質問しましたけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番 立山議員の御質問にお答えをいたします。

今、住民健診の受診及び健康指導の状況、健康管理に関する町の助成の現状、そして議員からの御提案という形で、人間ドックの助成の復活を考えないのかというところで、統括して返答いただきたいというところでございます。

阿南課長が答えたとおりでございます。私は二期目の政策集の、議員、見ていただければわかりますが、「健康録、健康いきいき&子育て楽しいまちづくりの目標3にですね、自己健康管理ができる健康的な生活習慣形成への助力及び」というふうに、しっかり掲げております。そのことをもって、事務方、現場のほうは当然、（チャイム鳴る）はい、失礼いたしました。大変、住民健診の受診努力等を事務方が頑張ってくださいました、保健士さんも頑張ってくださいまして。40%台、43から7、49、50と。今年はまだ10月22日の最終の健診日がございますので、先ほど議員が広報していただきましたように、これもまた数字が最終的にはどうなるかというところではございます。そして、それでここまで一生懸命やっても、なかなかパーセントが増えていかないということで、今年新たな形を、また議会に予算をお願いしているところでございます。特に現場は、一度健診を受けてい

ただ、ある程度の健診の値が、数値がそれ以上あって、その翌年に受けられない方等に関しましては、非常に細かく訪問若しくは啓発し、受けていただくような努力をやっているところでございます。

その上で、私はこの議員が御質問なされたこの案件に関しましては、また先ほどの後藤議員もそうでございますが、これはまちづくりに大きく大きく寄与していくところでございます。当然、住みやすい町、高森町ということ、住み続けられる高森町と同時に、育てやすい所、それは教育の環境であります。そして、3つ目が道路のアクセス、都市圏とのアクセス、30分台で、若しくはそれ程度で、ここ高森都市圏に行けると。そしてさらに、山間部が、山東部が高森にはございますので、二次交通の充実、このこと。これが高齢化社会に対する私は施策として、どんどん進めていかなければならないというふうに考えております。

そういう中で、人間ドックの健診ということでございますが、これは先輩方は当時いらっしゃると思ひまして、私も当時の予算をお聞きしましてびっくりいたしました。2万6,600円と4万2,000円の助成金ということで、多分三位一体の改革の時に、ぱっさりやめられたというふうに思います。これは予算的には、650万から700万ぐらいだと思ひんですが、65名の方のみが、先着順という形かどうか私はそこはよく存じ上げておりませんが、65名の方のみが受けられてたということでございます。当時と今は違ひまして、情報の発信と町民の方が、やはりいろんな助成制度をわかりやすく知っていただくということになった場合には、この人間ドックに関しましては、やはりかなりの予算が必要になるところではないかというところで、そこも含めまして、現場の事務方、そして保健士の皆さまは、住民健診の受診率アップに努められてまいりました。その上で、なかなか議員がおっしゃるような50%以上がなかなかいかないというところではございますが、私は基本的にはこの住民健診を強く、さらに受診していただくお願い、それと、これから以降、私の代じゃないかもしれませんが、やはりこの住民健診をどうしても受けていただけない方に関しては、また違うやり方をどんどんどんどんやっていく時代がくるのではないかと。それっていうのは、やはり受けていただく環境をよりつくっていくということでございます。また、受けていただいた方にも、さらなる健康管理の1つ上の段というところが、私はそういうところが人間ドックの助成であったり、そういう流れの中で、この人間ドックの復活を考えるべきではないかというふうに考えております。一度に100人、200人、300人の方が、若しくは500人の方が、町が補助してくれるんだとしたら、ドックば受けようというように

ドカンと来られる時代かもしれません。情報の発信と共有に努めている高森町だからこそ、そういうふうになるかもしれませんので、このあたりに関しましては、やはり予算もございますので、議会とまたしっかりお話をさせていただきたいと思えます。人間ドックの助成の必要性がないとは申し上げておりません。流れの中で、住民健診をしっかり頑張った結果の中で、そして1つ違う形で、もう1つの形でという形の人間ドックの復活は、私はいいかなと思えますが、そこはやはりしっかり予算を考えながら、これからまた議会議員の皆さま、若しくは職員とお話をしながら、特に現場の保健士さん、事務方と話しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 本日は、住民の皆さまの健康管理体制について、いろいろ御質問をしましたがけれども、最後に町長のほうから、人間ドックの助成の復活を含めて、政策集に書いてあるようなことで、力強い言葉をいただいたわけでございます。テレビ放送は終わりましたが、今年も住民健診の受診率を少しでも上げるために、まだ期間がございますので、10月22日日曜日、まだ今年住民健診を受けていない方への周知徹底ですね、そのほうを担当課の課長中心にやっていただきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後0時07分

9月15日(金)

(第3日)

平成29年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成29年9月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	田 上 浩 尚 君
会 計 課 長	古 澤 要 介 君	健康推進課長	阿 南 一 也 君
住民福祉課長	佐 伯 実 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	税 務 課 長	松 本 満 夫 君
政策推進課長 兼TPC事務局長	馬 原 恵 介 君	教育委員会事務局長	東 幸 祐 君
たからポイントチャネル事務局長	岩 下 徹 君	政策推進課審議員	橋 本 俊 太 郎 君
農林政策課審議員	荒 牧 久 君	教育委員会審議員	古 庄 泰 則 君

総務課総務係長 岩 下 雅 広 君 総務課財政係長 代宮司 猛 君
代表監査委員 有 働 和 幸 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 安 藤 吉 孝 君 議会事務局庶務係長 山 田 耕 生 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、昨日の一般質問の答弁の中での発言の訂正の要請があつておりますので、発言を許可したいと思います。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

昨日の一般質問で、5番 芹口議員の一般質問に対するの答えて、県道昇格、町道永野原河原線に関しての県道昇格に関して、高森町は万全ですとお答えをいたしました。万全は万全なんです。林道東部線の高森側の区間を町道永野原河原線に編入して、道路整備台帳ができますので交付税対象になると、そこまでやれば、高森側は十分県道昇格の基準を満たすというふうに思っておりますので、追加をさせていただきます。

○議長（田上更生君） これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

なお、監査委員事務局長 安方 含君から欠席届があつておりますので、報告いたしておきます。

それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

○議長（田上更生君） 日程第1、意見案第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

提出者を代表いたしまして、意見案第1号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書についての趣旨説明を行います。

我が国の地球温暖化対策について、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林

吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林道従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は『平成29年度税制改正大綱』において「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見を踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組は地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等につながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いいたしまして趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、「全国森林環境税」の創設に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

認定第1号 平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託された、認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月7日に委員会を開催し、総務課より佐藤課長及び担当係長、税務課より松本課長、丸山課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長、TPC事務局より馬原局長、岩下次長及び担当係長、生活環境課より田上課長及び担当係長、会計課より古澤課長、監査委員事務局より安方局長、議会事務局より安藤局長及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました、認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月8日に委員会を開催し、住民福祉課より佐伯課長、高崎課長補佐及び担当係長、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、東事務局長、後藤次長及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託された、認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、9月12日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長、農林政策課より後藤課長、荒牧審議員及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定をいたしました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成28年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定されました。

-----○-----

議案第43号 平成29年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託された、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、9月7日に委員会を開催し、総務課より佐藤課長及び担当係長、税務課より松本課長、丸山課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長、生活環境課より田上課長及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月8日に委員会を開催し、住民福祉課より佐伯課長、高崎課長補佐及び担当係長、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当

係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、東事務局長、後藤次長及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、9月12日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長、農林政策課より後藤課長、荒牧審議員及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

なお、農林政策課関係で、繰越事業となっております「アグリセンター堆肥舎建設」については、現地確認を行い、工事が完了したことを確認いたしました。今後は目的達成に努められるようお願いいたします。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第44号 平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第44号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第44号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、9月8日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第45号 平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第45号、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました、議案第45号、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月8日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、平成29年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第46号 平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第46号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託された、議案第46号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算については、9月8日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第47号 平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第47号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

- 建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託された、議案第47号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、9月12日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第48号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託された、議案第48号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、9月12日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。

地方創生特別委員会の報告をいたします。

地方創生特別委員会を9月13日に開催し、政策推進課より、馬原課長、橋本審議員、担当係長に出席を求め、また一般社団法人TAKARA MORIにも同席を

いただき、説明を受けました。内容につきましては、TAKARA MORIに新しく吉川代表理事が就任されたことに伴い、法人の経営理念、長期ビジョン及び経営戦略等について、代表理事自ら説明があり、6月議会定例会で報告があった、TAKARA MORIの経営状況についても、今後の展望等を含め補足的な報告もありました。今後は、地域おこし協力隊員の独立の実現も視野に入れ、飲食部門の観光拠点化、及び観光部門の独立採算化を目指すとのことでした。また、今後の事業を展開するにあたり、地元利用者も大事であるが、県道28号線改良後の観光客の集客をどうするのかや、湧水トンネル公園周辺を含めた新たな観光拠点を目指すような方を検討することも必要であるといった意見も出されました。

以上、地方創生特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 災害対策特別委員長 本田生一君。

○災害対策特別委員長（本田生一君） おはようございます。8番 本田です。

災害対策特別委員会の報告を申し上げます。

今定例会におきまして、災害対策特別委員会を開催いたしておりません。災害のないことを願っておりますけれども、今、現在、台風18号等の接近、上陸等が今予報の中でなされております。災害のないことを大変心配をいたしておりますけれども、災害のないことを願っております。

以上、報告をいたします。終わります

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長 興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は昨日、9月14日に開催し、議会広報「絆」第68号の発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、平成28年度各会計決算審査、9月定例会初日の質疑、平成29年度一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、町民の皆様へわかりやすくお知らせする予定です。

なお、前回から新しいコーナー「町民の声」を新設いたしました。新設の要因は、議会広報を回覧しても、全戸取られなく、最終的には数部残って返ってくるのと町民の指摘を受けております。このことに基づきまして、委員会におきまして対応を協議しましたところ、新コーナー「町民の声」を新設するに至り、今回の「町民の声」の新設に至りました。

そして今回、その内容につきましては、3番 後藤議員のほうから一般質問に取り

上げられ、町長にも賛同をいただき、予算化に向けて対応を考えるとの回答をいただき、一定の成果を得ることができました。広報の目的は、多くの町民の方に購読をいただき、議会の活動を知っていただくことを目的としておりますので、引き続き「町民の声」を連載していきたいと思っております。

今回は、11月7日発送を目標としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにしたいと思えます。

併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してありました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出のとおり、継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

一言御挨拶申し上げます。

8日からの定例会、お疲れさまでございました。決算審査の中で、意見書の中でも改善点等についての意見等もありました。また、これにつきましては、即対応できる部分については改善を目指して、住民の付託にしっかりと応えていただきたいというふうに思いますし、また今回の補正予算等々につきましても、住民サービス、住民福祉サービスの中で大きなものもございますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

昨年の地震災害以降、非常に住民の防災意識というのが高まっております。今回、一般質問の中でも取り上げられましたとおりでございます。先ほど特別災害対策特別委員長の方から報告もありましたけれども、台風18号、今接近中でございます。住民の皆さん方、正しい正確な情報、一番近い情報というのを皆さん方も非常に求められております。十分にポイントチャンネル等で、住民の皆さん方に新しい情報を提供していただきながら、十分ポイントチャンネル等の成果というものも出していただきたいというふうに思いますし、また、地域自主防災組織等が組織をされている駐在区につきましては、議員さん方、そこに関係する議員さん方もしっかりとその活動等についても、今回高齢所帯、あるいはひとり暮らしの所帯等が非常に不安な日々、時間を過ごされたかというふうに思います。どうか、そういう面からも自主防災組織との組織の活動というものが、非常に住民に密着した部分になりますように、どうかまた、ポイントチャンネル等でも、しっかりとそういう部分も、今回の18号、非常に規模も大きいというようなことで、勢力も非常に強いというようなことで心配されるわけでございます。職員の皆さん方にも、ぜひそういう部分も注意を払っていただきながら、住民の安心・安全のために寄与していただきたいというふうに思います。

簡単ではございますけれども、御挨拶に代えさせていただきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議を閉じます。

平成29年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成29年第3回定例会

平成29年9月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 安藤吉孝
作成 株式会社アクセス
電話 (096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967)62-1111